

郡山市の国保白書

令和7年度版

～数字で見るこおりやまの国保～



郡山市市民部国民健康保険課

まえがき

国保制度は、平成 30（2018）年度から国民健康保険事業の財政運営の責任主体が都道府県へ移管され、大規模な制度改革がなされました。現在、福島県および県内市町村においては、令和 11（2029）年度を目標年度とする保険料（税）水準の統一に向けた取り組みを進めております。

本市におきましては、少子高齢化や就業構造の変化等、社会経済情勢が大きく変化する中で、これら国保制度を取り巻く環境の変化に的確に対応し、国民健康保険を持続可能な制度とするため、保険税収納率向上対策、医療費適正化及び被保険者の健康保持増進など、各種事業に取り組んで参りますので、今後の事業運営について御協力をいただきますようお願い申し上げます。

この度、郡山市国民健康保険事業の令和 6（2024）年度実績等をまとめた「郡山市の国保白書 令和 7 年度版」を刊行しました。

多くの皆様に本書を御活用いただければ幸いに存じます。

令和 7（2025）年 11 月

郡山市市民部国民健康保険課

～ 利用される方へ ～

- 1 本書は、郡山市の国民健康保険事業に関する実績等を掲載しています。
- 2 主として令和6年度実績を掲載していますが、年度推移がわかるように過去の実績も併せて掲載しているものもあります。
※ 下記の項目には、令和7年度の内容が一部記載されています。
 - 1 郡山市国民健康保険のあゆみ
 - 2 事務機構
 - 3 国民健康保険運営協議会
 - (1) 委員
 - 5 保険財政
 - (2) 令和7年度予算(6月補正後予算額)
 - (3) 繰入金の推移(各年度6月補正後予算額)
 - 6 国民健康保険税
 - (4) 本算定の状況(現年度課税分)
- 3 年度とあるのは、会計年度(4月から翌年3月)です。
- 4 各数値の単位未満は、原則として四捨五入しており、総数と内訳の合計とが一致しない場合もあります。
- 5 表中の符号は、次のとおりです。
 - (一) … 皆無又は該当数字がないもの
 - (△) … 減少又はマイナス

目次

1 郡山市国民健康保険のあゆみ	1
2 事務機構	11
3 国民健康保険運営協議会	12
(1) 委員	12
(2) 令和6年度開催状況	13
4 被保険者	14
(1) 国保加入状況	14
(2) 国保被保険者数	15
(3) 令和6年度月別被保険者数	16
(4) 令和6年度月別異動状況	17
5 保険財政	19
(1) 決算状況	19
(2) 令和7年度予算（6月補正後予算額）	21
(3) 繰入金の推移（各年度6月補正後予算額）	22
6 国民健康保険税	23
(1) 税率	23
① 基礎課税分	
② 後期高齢者支援金等課税分	
③ 介護納付金課税分	
(2) 賦課割合	23
① 基礎課税分	
② 後期高齢者支援金等課税分	
③ 介護納付金課税分	
(3) 課税限度額及び課税額	23
① 基礎課税分	
② 後期高齢者支援金等課税分	
③ 介護納付金課税分	
(4) 本算定の状況（現年度課税分）	24
① 基礎課税分	
② 後期高齢者支援金等課税分	
③ 介護納付金課税分	
(5) 令和6年度課税状況（現年度課税分）	27
① 基礎課税分（一般被保険者分）	
② 後期高齢者支援金等課税分（一般被保険者分）	
③ 介護納付金課税分（介護保険第2号被保険者分）	
(6) 保険税軽減の状況	30
① 基礎課税分	
② 後期高齢者支援金等課税分	
③ 介護納付金課税分	
(7) 収納状況	31
(8) 令和6年度収納方法別収納状況	32

7 保険給付 ----- 33

(1) 療養諸費（療養の給付、療養費）	33
(2) 高額療養費	37
(3) 高額介護合算療養費	39
(4) その他の給付（出産育児一時金、葬祭費、傷病手当金、移送費）	40
① 出産育児一時金	
② 葬祭費	
③ 傷病手当金	
④ 移送費	
(5) 高額療養費貸付状況	41
(6) 第三者行為処理状況	42
(7) 不正不当利得に係る返納金収納状況	43

8 保健事業 ----- 44

(1) 医療費通知事業	44
(2) ジェネリック医薬品差額通知事業	44
(3) 糖尿病・糖尿病性腎症重症化予防事業（保健指導）	44
(4) 精密検査未受診（異常値放置）者受診勧奨事業	44
(5) 生活習慣病治療中断者受診勧奨事業	44
(6) COPD（慢性閉塞性肺疾患）啓発・予防事業	44
(7) 服薬情報通知事業	44
(8) 服薬相談通知・服薬指導事業	44
(9) 診療報酬明細書の点検調査状況	45
(10) 健康診査助成事業	46
(11) 特定健康診査事業	46
(12) 健康増進推進キャンペーン事業	46

1 郡山市国民健康保険のあゆみ

年 月 日			内 容
昭和			
45	4	1	・ 税率改正（所得割2.88%、資産割29.73%、均等割1,450円、平等割2,200円）
	9	1	・ 助産費10,000円に引き上げ
46	4	1	・ 税率改正（所得割2.82%、資産割29.57%、均等割1,780円、平等割2,690円）
	10	1	・ 80歳以上の高齢者に対する10割給付実施
47	4	1	・ 税率改正（所得割2.75%、資産割33.09%、均等割1,980円、平等割2,920円） ・ 80歳以上の高齢者に対する10割給付廃止 ただし、75歳以上の高齢者に対する3割分については、老人福祉費の中で扶助
48	4	1	・ 税率改正（所得割3.50%、資産割39.80%、均等割2,580円、平等割4,010円） ・ 課税限度額を80,000円とする ・ 助産費15,000円に引き上げ ・ 育児手当金2,400円に引き上げ ・ 葬祭費5,000円に引き上げ
	10	1	・ 乳幼児（3歳未満）の10割給付実施
49	4	1	・ 税率改正（所得割及び資産割据え置き、均等割3,320円、平等割4,430円） ・ 課税限度額を120,000円とする ・ 助産費20,000円に引き上げ ・ 高額療養費支給実施（限度額の推移については別表のとおり）
50	7	1	・ 助産費40,000円に引き上げ
	10	1	・ 80歳以上の高齢者に対する10割給付実施
51	4	1	・ 税率改正（所得割4.30%、資産割据え置き、均等割4,080円、平等割5,400円） ・ 課税限度額を150,000円とする
	8	1	・ 高額療養費一部負担金限度額改定
52	4	1	・ 税率改正（所得割6.70%、資産割据え置き、均等割5,340円、平等割7,390円） ・ 課税限度額を170,000円とする
	10	1	・ 助産費60,000円に引き上げ
53	4	1	・ 税率改正（所得割7.00%、資産割据え置き、均等割5,760円、平等割7,940円） ・ 課税限度額を190,000円とする
54	4	1	・ 税率改正（所得割5.94%、資産割35.70%、均等割6,070円、平等割8,700円） ・ 課税限度額を220,000円とする
	6	26	・ 基金積立を開始（積立額320,000千円）
	12	1	・ 助産費80,000円に引き上げ
55	4	1	・ 課税限度額を240,000円とする ・ 葬祭費10,000円に引き上げ

年 月 日			内 容
56	4	1	・ 税率改正（所得割7.49%、資産割44.50%、均等割7,740円、平等割13,400円） ・ 課税限度額を260,000円とする
57	3	1	・ 助産費100,000円に引き上げ
	4	1	・ 課税限度額を270,000円とする
	9	1	・ 高額療養費一部負担金限度額改定
58	1	1	・ 高額療養費一部負担金限度額改定
	2	1	・ 老人保健制度創設
	4	1	・ 課税限度額を280,000円とする
	10	1	・ 国民健康保険オンライン開始
59	4	1	・ 課税限度額を350,000円とする ・ 巡回診療所廃止 ・ 葬祭費15,000円に引き上げ ・ 郡山市高額療養費貸付斡旋制度を創設（貸付額 9／10、利子は市負担）
	10	1	・ 退職者医療制度創設 ・ 高額療養費一部負担金限度額改定
60	4	1	・ 税率改正（所得割9.23%、資産割45.58%、均等割10,200円、平等割15,400円） ・ 葬祭費20,000円に引き上げ
61	3	1	・ 助産費130,000円に引き上げ
	4	1	・ 税率改正（所得割及び資産割据え置き、均等割11,400円、平等割16,200円） ・ 課税限度額を370,000円とする
	5	1	・ 高額療養費一部負担金限度額改定
62	4	1	・ 税率改正（所得割及び資産割据え置き、均等割13,200円、平等割17,400円） ・ 課税限度額を390,000円とする ・ 葬祭費を30,000円に引き上げ
63	4	1	・ 課税限度額を400,000円とする ・ 納付回数を6期（7、8、9、11、12、1月の各月）から8期（7月から2月 までの各月）に変更する
平成			
元	4	1	・ 課税限度額を420,000円とする
	6	1	・ 高額療養費一部負担金限度額改定
	10	1	・ 機構改革により、国保年金課が国民健康保険課と国民年金課に分割
2	4	1	・ 税率改正（所得割8.61%、資産割36.95%、均等割及び平等割据え置き）
3	4	1	・ 税率改正（所得割7.94%、資産割30.00%、均等割14,400円、平等割20,400円） ・ 課税限度額を440,000円とする

年 月 日			内 容
	5	1	・高額療養費一部負担金限度額改定
4	4	1	・税率改正（所得割7.00%、資産割10.00%、均等割15,600円、平等割21,600円） ・課税限度額を460,000円とする ・助産費240,000円に引き上げ、葬祭費50,000円に引き上げ
5	4	1	・課税限度額を500,000円とする
	5	1	・高額療養費一部負担金限度額改定
6	4	1	・税率改正（所得割8.75%、資産割・均等割・平等割据え置き）
	10	1	・助産費と育児手当金を統合して、出産育児一時金300,000円を支給
7	4	1	・課税限度額を520,000円とする
8	6	1	・高額療養費一部負担金限度額改定
9	4	1	・税率改正（所得割9.50%、資産割据え置き、均等割18,000円、平等割24,000円） ・課税限度額を530,000円とする
	9	1	・外来薬剤一部負担金の創設
11	4	1	・税率改正（所得割11.25%、資産割据え置き、均等割22,000円、平等割28,000円）
12	4	1	・介護保険制度の創設 ・税率改正 （基礎課税額 所得割10.70%、資産割据え置き、均等割21,000円、平等割27,000円） （介護納付金課税額 所得割1.15%、資産割1.60%、均等割4,200円、平等割3,500円） ・基礎課税限度額530,000円、介護納付金課税限度額70,000円とする
	7	1	・就学前児童（3歳から就学前）入院のみ10割給付実施
	10	1	・短期被保険者証を交付（有効期限6ヶ月）
13	1	1	・高額療養費一部負担金限度額改定
	4	1	・郡山市出産費資金貸付斡旋制度を創設（貸付額9/10、利子は市負担） ・乳幼児（6歳に達する日の属する年度の末日までの者）入院・外来10割給付実施 ・税率改正 （基礎課税額 所得割10.40%、資産割据え置き、均等割20,000円、平等割26,000円）
	10	1	・資格証明書を交付
14	4	1	・税率改正 （基礎課税額 所得割10.00%、資産割8.00%、均等割19,500円、平等割25,500円） ・機構改革により、国民年金課を廃止し、国民健康保険課と統合する ・同時に国民健康保険課内に資格係を新設、年金業務を移管する ※資格係にて、併せて国民健康保険資格業務を担当する
	10	1	・一部負担金の見直し 3歳未満の乳幼児の一部負担金割合 2割

年 月 日			内 容
			70歳以上（老人医療受給対象年齢前）の一部負担金割合 1 割 （一定以上所得者の一部負担金割合 2 割）
15	4	1	・高額療養費一部負担金限度額改定 ・介護納付金課税限度額を80,000円とする ・外来薬剤一部負担金の廃止 ・特例療養費の廃止 ・退職被保険者等の一部負担割合：3 割 ・高額療養費一部負担金限度額改定
16	4	1	・税率改正 （基礎課税額 所得割10.80%、資産割6.00%、均等割20,500円、平等割26,500円） （介護納付金課税額 所得割2.60%、資産割は廃止、均等割6,300円、平等割5,200円） ・機構改革により、資格係を国民年金係に改称する 併せて、国民健康保険資格業務を国保税係へ移管する
17	4	1	・機構改革により、国民健康保険課に、国保税徴収強化担当を新設する ・国保税納期回数を8期（7月から2月までの各月）から9期（7月から3月までの各月）へ変更する
18	4	1	・税率改正 （基礎課税額 所得割11.00%、資産割据え置き、均等割21,500円、平等割27,500円） （介護納付金課税額 所得割3.20%、均等割7,200円、平等割6,000円） ・介護納付金課税限度額を90,000円とする ・入院時食事療養費標準負担額を1日単位から1食単位へ変更
	10	1	・出産育児一時金を350,000円へ引き上げ ・高額療養費一部負担金限度額改定 ・70歳以上の者で一定以上所得者の一部負担割合を2割から3割へ引き上げ
19	4	1	・機構改革により、国保税徴収係を国保税徴収対策室に改称する ・基礎課税限度額を560,000円とする ・高額療養費貸付制度を廃止し、高額療養費貸付基金を設置し貸付開始 ・70歳未満の者の入院に係る高額療養費現物給付開始
20	4	1	・長寿医療制度（後期高齢者医療制度）創設 ・機構改革により、老人医療係を後期高齢者医療係へ改称する ・税率改正 （基礎課税額 所得割7.60%、資産割は廃止、均等割21,000円、平等割19,000円） （後期高齢者支援金等課税額 所得割3.00%、均等割7,200円、平等割6,700円） （介護納付金課税額 所得割1.90%、均等割7,600円、平等割4,300円）

年 月 日			内 容
21	1	1	・基礎課税限度額を470,000円、後期高齢者支援金等課税限度額を120,000円とする ・保険税の平準化により7割、5割、2割軽減制度を導入 ・特定世帯における平等割額の軽減措置及び旧被扶養者の保険税減免措置を講じる ・公的年金からの特別徴収開始 ・退職者医療制度の対象者が65歳未満となる ・70歳から74歳（現役並み所得者を除く）の一部負担金が1割から2割となる（平成21年3月までは1割に据え置き） ・高額医療・高額介護合算制度創設（申請受付は平成21年8月以降） ・特定健康診査・特定保健指導開始 ・療養病床に入院する者の食費、居住費の取扱年齢の引き下げ（70歳以上から65歳以上へ）
		4	・出産育児一時金を380,000円へ引き上げ ・介護納付金課税限度額を100,000円へ引き上げ ・非自発的失業者に対する保険税減免措置を講じる ・70歳から74歳（現役並み所得者を除く）の一部負担金の1割から2割への見直しについて、平成20年度に引き続き、平成21年度も1年間凍結が延長となる
	10	1	・出産育児一時金を420,000円へ引き上げ（平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間に出産した場合） ・出産育児一時金直接支払制度が創設される
		4	・機構改革により、国保税徴収対策室を国保税収納課とする ・基礎課税限度額を500,000円、後期高齢者支援金等課税限度額を130,000円とする ・70歳から74歳（現役並み所得者を除く）の一部負担金の1割から2割への見直しについて、平成21年度に引き続き、平成22年度も1年間凍結が延長となる ・非自発的失業者に対する保険税軽減制度が創設される
	23	4	・基礎課税限度額を510,000円、後期高齢者支援金等課税限度額を140,000円、介護納付金課税限度額を120,000円へ引き上げ ・70歳から74歳（現役並み所得者を除く）の一部負担金の1割から2割への見直しについて、平成22年度に引き続き、平成23年度も1年間凍結が延長となる ・出産育児一時金390,000円を恒久化（産科医療補償制度掛金分30,000円の加算あり） ・生活困窮者に対する一部負担金免除を開始
		4	・東日本大震災の被災者に対して、平成22年度及び平成23年度の国民健康保険税の減免を実施
		10	・国民健康保険被保険者証がカード化（世帯証→個人証）
	24	4	・東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限を3年から7年に延長 ・東日本大震災の被災者に対して、平成24年度の国民健康保険税の4月分から9月分
		1	

年 月 日			内 容
			月割り算定額について減免を延長 ・70歳から74歳（現役並み所得者を除く）の一部負担金の1割から2割への見直しについて、平成23年度に引き続き、平成24年度も1年間凍結が延長となる
	9	30	・東日本大震災に係る、住宅全半壊等の被災者に対する医療費一部負担免除措置終了
	10	1	・国民健康保険被保険者の医療費無料化の年齢を18歳に達する年度の末日までに引き上げ
25	4	1	・特定世帯等の保険税軽減措置の改正（軽減期間延長等） ・70歳から74歳（現役並み所得者を除く）の一部負担金の1割から2割への見直しについて、平成24年度に引き続き、平成25年度も1年間凍結が延長となる
	8	1	・国民健康保険高齢受給者証がカード化
26	1	1	・地方税法の一部改正による郡山市税条例の一部改正により、延滞金の利率を引き下げ（原則14.6%→（貸出約定平均金利＋1%）＋7.3%） （納期限から1ヶ月以内7.3%（平成25年分特例4.3%）→（貸出約定平均金利＋1%）＋1%）
	4	1	・給付第一係及び第二係を給付係と医療事業係に改称する ・国民健康保険税の軽減措置が拡充され、5割軽減及び2割軽減の対象範囲が広がる（5割軽減…2人以上世帯→単身世帯まで対象を拡大、所得基準額を引き上げ） （2割軽減…所得基準額を引き上げ） ・後期高齢者支援金等課税限度額を160,000円、介護納付金課税限度額を140,000円へ引き上げ ・70歳から74歳の一部負担金の割合を、段階的に法定負担割合（2割）とする改正（昭和19年4月1日以前生まれ…特例措置により1割） （昭和19年4月2日以降生まれ…法定負担割合）
27	1	1	・高額療養費一部負担金限度額改定 ・出産育児一時金404,000円に改定（産科医療補償制度掛金分16,000円の加算あり）
	4	1	・基礎課税限度額を520,000円、後期高齢者支援金等課税限度額を170,000円、介護納付金課税限度額を160,000円へ引き上げ ・国民健康保険税の軽減措置が拡充され、5割軽減及び2割軽減の対象範囲が広がる（5割軽減、2割軽減について所得基準額を引き上げ） ・退職者医療制度の適用に係る経過措置変更 平成26年度分までは、遡及適用等を行う 平成27年度以降は、退職被保険者全員が65歳到達で前期高齢者となるか、資格喪失するまで制度を存続することとなる
28	4	1	・基礎課税限度額を540,000円、後期高齢者支援金等課税限度額を190,000円へ引き上げ ・国民健康保険税の軽減措置が拡充され、5割軽減及び2割軽減の対象範囲が広がる

年 月 日			内 容
29	1	1	(5 割軽減、 2 割軽減について所得基準額を引き上げ) ・ 特例適用利子等及び特例適用配当等に係る申告分離課税の区分が設けられたので、 国保税の所得割算定に当該所得を含める (日台民間租税取決関連)
		4	・ 国民健康保険税の軽減措置が拡充され、 5 割軽減及び 2 割軽減の対象範囲が広がる (5 割軽減、 2 割軽減について所得基準額を引き上げ)
	30	8	・ 高額療養費自己負担限度額改定
		4	1 ・ 郡山市国民健康保険事業財政調整基金条例施行 ※郡山市国民健康保険条例に基づく郡山市国民健康保険給付費支払準備基金は廃止 ・ 税率改正 (基礎課税額 所得割7.30%、均等割21,000円、平等割17,800円) (後期高齢者支援金等課税額 所得割2.90%、均等割7,200円、平等割6,300円) (介護納付金課税額 所得割1.90%、均等割7,600円、平等割4,300円) ・ 基礎課税限度額を580,000円へ引き上げ ・ 国民健康保険税の軽減措置が拡充され、 5 割軽減及び 2 割軽減の対象範囲が広がる (5 割軽減、 2 割軽減について所得基準額を引き上げ)
31	4	8	・ 高額療養費自己負担限度額改定
		1	・ 基礎課税限度額を610,000円へ引き上げ ・ 国民健康保険税の軽減措置が拡充され、 5 割軽減及び 2 割軽減の対象範囲が広がる (5 割軽減、 2 割軽減について所得基準額を引き上げ)
令和			
2	4	1	・ 基礎課税限度額を630,000円へ引き上げ ・ 介護納付金課税限度額を170,000円へ引き上げ ・ 国民健康保険税の軽減措置が拡充され、 5 割軽減及び 2 割軽減の対象範囲が広がる (5 割軽減、 2 割軽減について所得基準額を引き上げ)
3	3	12	・ 個人所得課税の見直しを踏まえた国民健康保険税の軽減措置の見直し (基礎控除相当分の基準額を430,000円へ引き上げ) (一定額を超える給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数の合計数から1減じた数 に10万円を乗じて得た金額を加える。)
4	1	1	・ 出産育児一時金408,000円に改定 (産科医療補償制度掛金分12,000円の加算あり) (令和 4 年 1 月 1 日以降の分娩から適用)
		4	1 ・ 税率改正 (基礎課税額 所得割7.30%、均等割23,100円、平等割18,400円) (後期高齢者支援金等課税額 所得割2.90%、均等割8,000円、平等割6,400円)

年 月 日			内 容
			(介護納付金課税額 所得割2.20%、均等割10,500円、平等割5,300円) ・基礎課税限度額を650,000円へ引き上げ ・後期高齢者支援金等課税限度額を200,000円へ引き上げ ・未就学児に対して、均等割額の5割軽減を実施 (すでに7割、5割、2割軽減されている世帯については、軽減後の均等割額からさらに5割軽減)
5	4	1	・国民健康保険税の軽減措置が拡充され、5割軽減及び2割軽減の対象範囲が広がる(5割軽減、2割軽減について所得基準額を引き上げ) ・後期高齢者支援金等課税限度額を220,000円へ引き上げ ・出産育児一時金488,000円に改定(産科医療補償制度掛金分12,000円の加算あり) (令和5年4月1日以降の分娩から適用)
6	1	1	・出産する被保険者等に対する国民健康保険税の免除措置を開始
	4	1	・後期高齢者支援金等課税限度額を240,000円へ引き上げ ・国民健康保険税の軽減措置が拡充され、5割軽減及び2割軽減の対象範囲が広がる(5割軽減、2割軽減について所得基準額を引き上げ) ・退職者医療制度の廃止
	12	2	・国民健康保険被保険者証の廃止
7	4	1	・基礎課税限度額を660,000円へ引き上げ ・後期高齢者支援金等課税限度額を260,000円へ引き上げ ・国民健康保険税の軽減措置が拡充され、5割軽減及び2割軽減の対象範囲が広がる(5割軽減、2割軽減について所得基準額を引き上げ) ・機構改革により、国保税収納課を収納課に統合する

(別表) 高額療養費自己負担限度額の推移

70歳未満

年月日	通常			多数該当 (前12月内で4回目以降)		
	上位所得	課税	非課税	上位所得	課税	非課税
S49.4.1	-	30,000円		-	-	-
S51.8.1	-	39,000円		-	-	-
S57.9.1	-	45,000円	39,000円	-	-	-
S58.1.1	-	51,000円	↓	-	-	-
S59.10.1	-	↓	30,000円	-	30,000円	21,000円
S61.5.1	-	54,000円	↓	-	↓	↓
H1.6.1	-	57,000円	31,800円	-	↓	↓
H3.5.1	-	60,000円	33,600円	-	34,800円	23,400円
H5.5.1	-	63,000円	35,400円	-	37,200円	24,600円
H8.6.1	-	63,600円		-	↓	
H13.1.1	121,800円+(総医療費-609,000円)×1%	63,600円+(総医療費-318,000円)×1%		70,800円	↓	
H14.10.1	139,800円+(総医療費-699,000円)×1%	72,300円+(総医療費-361,500円)×1%		77,700円	40,200円	
H15.4.1	139,800円+(総医療費-466,000円)×1%	72,300円+(総医療費-241,000円)×1%		↓	↓	
H18.10.1	150,000円+(総医療費-500,000円)×1%	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%	↓	83,400円	44,400円	↓
H27.1.1	【ア】 252,600円+(総医療費-842,000円)×1%	【ウ】 80,100円+(総医療費-267,000円)×1%	【オ】 35,400円	【ア】 140,100円	【ウ】 44,400円	【オ】 24,600円
	【イ】 167,400円+(総医療費-558,000円)×1%	【エ】 57,600円		【イ】 93,000円	【エ】 44,400円	

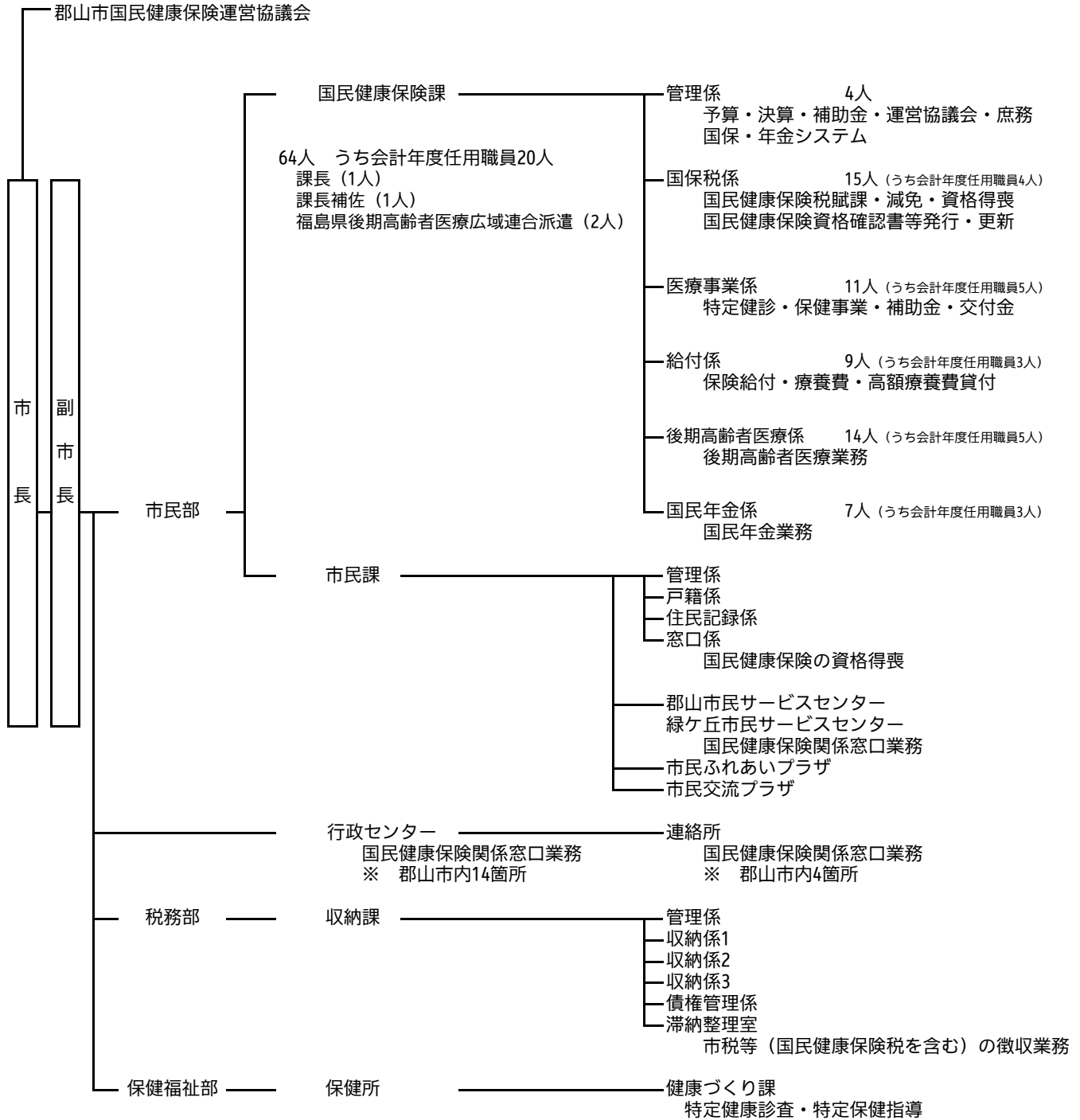
70歳以上

年月日			入院及び世帯限度額		多数該当 (前12月内で4回目以降)
			外来		
H14.10.1	現役並み		40,200円	72,300円＋ (総医療費-361,500円)×1%	40,200円
	一般		12,000円	40,200円	-
	低所得Ⅱ		8,000円	24,600円	-
	低所得Ⅰ			15,000円	-
H18.10.1	現役並み		44,400円	80,100円＋ (総医療費-267,000円)×1%	44,400円
	一般		12,000円	44,400円	-
	低所得Ⅱ		8,000円	24,600円	-
	低所得Ⅰ			15,000円	-
H29.8.1	現役並み		57,600円	80,100円＋ (総医療費-267,000円)×1%	44,400円
	一般		14,000円 年間上限 144,000円	57,600円	44,400円
	低所得Ⅱ		8,000円	24,600円	-
	低所得Ⅰ			15,000円	-
H30.8.1	現役並みⅢ	課税所得 690万円以上	252,600円＋ (総医療費-842,000円)×1%		140,100円
	現役並みⅡ	課税所得 380万円以上	167,400円＋ (総医療費-558,000円)×1%		93,000円
	現役並みⅠ	課税所得 145万円以上	80,100円＋ (総医療費-267,000円)×1%		44,400円
	一般		18,000円 年間上限 144,000円	57,600円	44,400円
	低所得Ⅱ		8,000円	24,600円	-
	低所得Ⅰ			15,000円	-

2 事務機構

国民健康保険の事務機構(組織図・事務分掌・職員配置状況)

令和7年4月1日現在



3 国民健康保険運営協議会

(1) 委員

◎会長 ○副会長

代 表 区 分	人数	氏 名	職 業 ・ 公 職 等
被保険者を 代表する委員	5人	鈴 木 喜 子	西部地区（熱海）
		佐々木 政 子	東部地区（田村）
		佐 藤 怜 子	中央部地区（安積）
		陣 野 多美子	中央部地区（富久山）
		大 田 公 章	中央部地区（旧市内）
保険医又は 保険薬剤師を 代表する委員	5人	坪 井 永 保	医師（郡山医師会 会長）
		原 寿 夫	医師（郡山医師会 副会長）
		福 井 謙	医師（郡山医師会 副会長）
		渡 邊 洋二郎	歯科医師（郡山歯科医師会 副会長）
		山 口 仁	薬剤師（郡山薬剤師会 会長）
公益を 代表する 委 員	5人	加 藤 英 夫	税理士
		長谷川 珠 子	大学教授
		國 分 美紀子	看護師
		◎ 近 藤 幸 夫	郡山市民生児童委員協議会連合会副会長
		○ 佐 藤 知恵子	社会保険労務士・行政書士
保険者を 代表する 委 員	2人	遠 藤 隆 男	全国健康保険協会福島支部長
		近 藤 哲	福島トヨペットグループ健康保険組合常務理事

※ 任期3年（令和5年1月1日～令和7年12月31日）
 ※ 令和7年11月1日現在

(2) 令和6年度開催状況

年月日	回数	区分	内容
令和6年5月27日	第1回	(諮問) (報告) (その他)	- 令和6年度郡山市国民健康保険特別会計税率等本算定について - 郡山市国民健康保険税条例の一部改正について - 令和6年度郡山市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)案について - 令和5年度国民健康保険税収納対策事業及び収納状況について
令和6年11月15日	第2回	(報告)	- 令和5年度国民健康保険事業について - 令和5年度国民健康保険特別会計決算について - 令和5年度国民健康保険税収納状況について
令和7年2月14日	第3回	(報告) (その他)	- 県の仮算定に基づく令和7年度郡山市標準保険料率について - 令和7年度郡山市国民健康保険事業案及び特別会計当初予算案について - 令和7年4月1日付け行政組織改編について

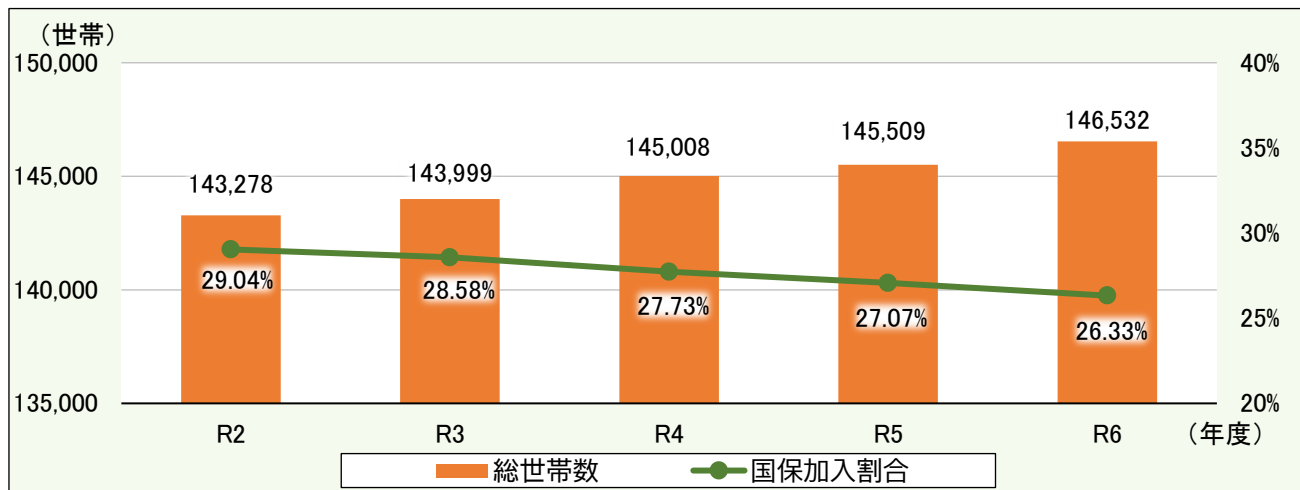
4 被保険者

(1) 国保加入状況

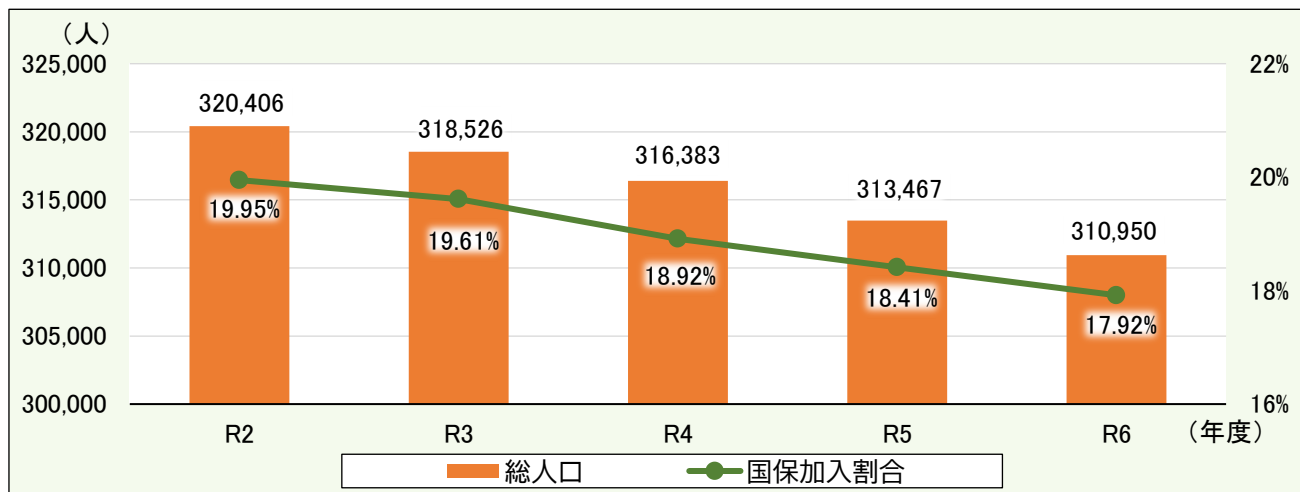
本市の総世帯数や総人口に占める国保加入割合は年々減少しています。

これは、社会保険への加入や後期高齢者医療制度（75歳以上）へ加入する被保険者が増加しており、国保加入世帯数及び被保険者数が減少しているためです。

●総世帯数に占める国保加入世帯数の割合



●総人口に占める国保被保険者数の割合



年度	世 帯			人 口		
	総世帯数 (世帯)	国保世帯数 (世帯)	加入割合 (%)	総人口 (人)	被保険者数 (人)	加入割合 (%)
R2	143,278	41,605	29.04	320,406	63,914	19.95
R3	143,999	41,151	28.58	318,526	62,475	19.61
R4	145,008	40,212	27.73	316,383	59,844	18.92
R5	145,509	39,390	27.07	313,467	57,712	18.41
R6	146,532	38,575	26.33	310,950	55,716	17.92

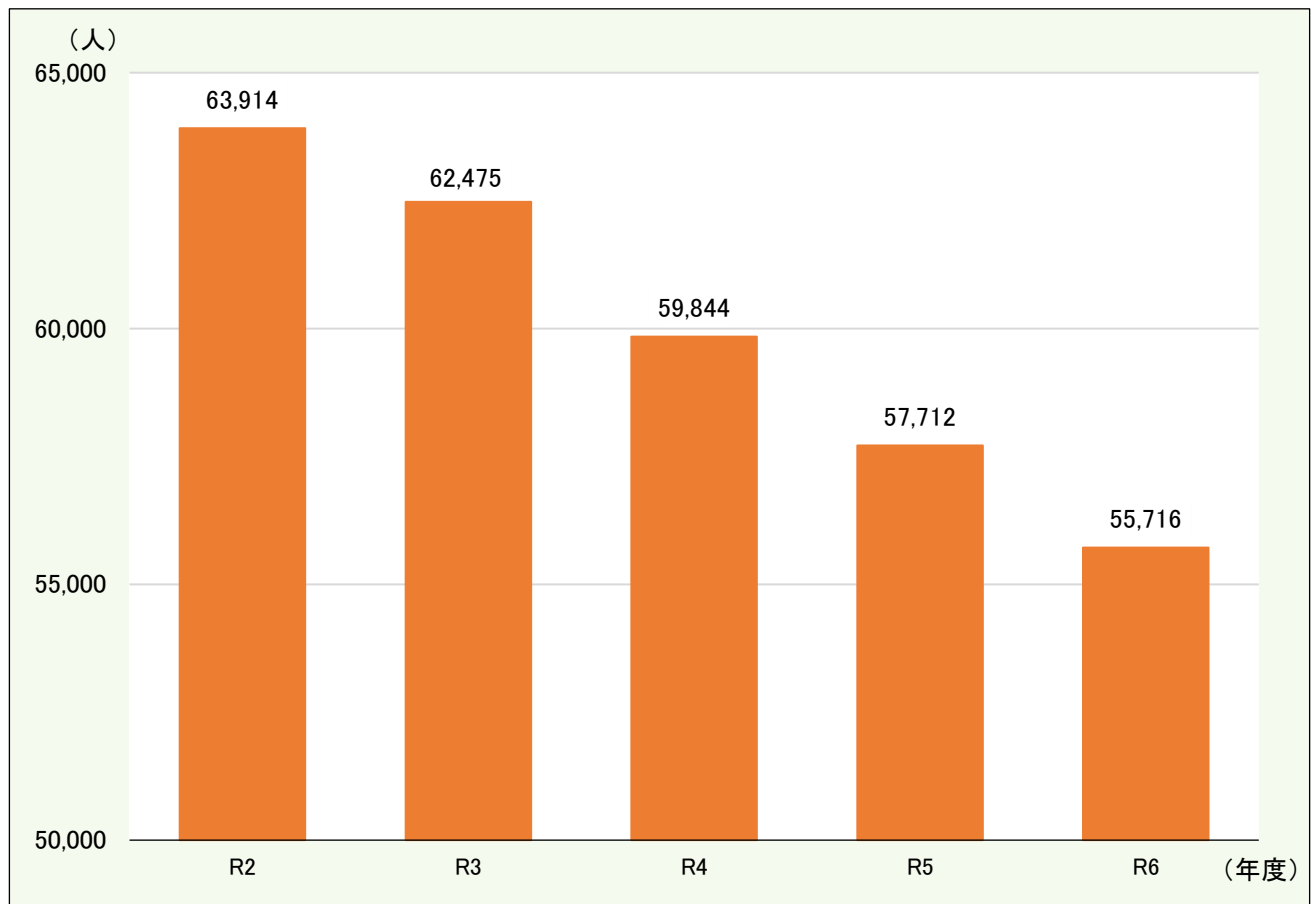
出典：郡山市住民基本台帳人口、国民健康保険事業状況報告書（事業年報）

(2) 国保被保険者数

国民健康保険の被保険者は、年々減少しています。

これは、短時間労働者への被用者保険の適用拡大による社会保険へ加入する被保険者が増加していることや、後期高齢者医療制度（75歳以上）へ加入する被保険者が増加していることによるものです。

●国保被保険者数（総数）の推移



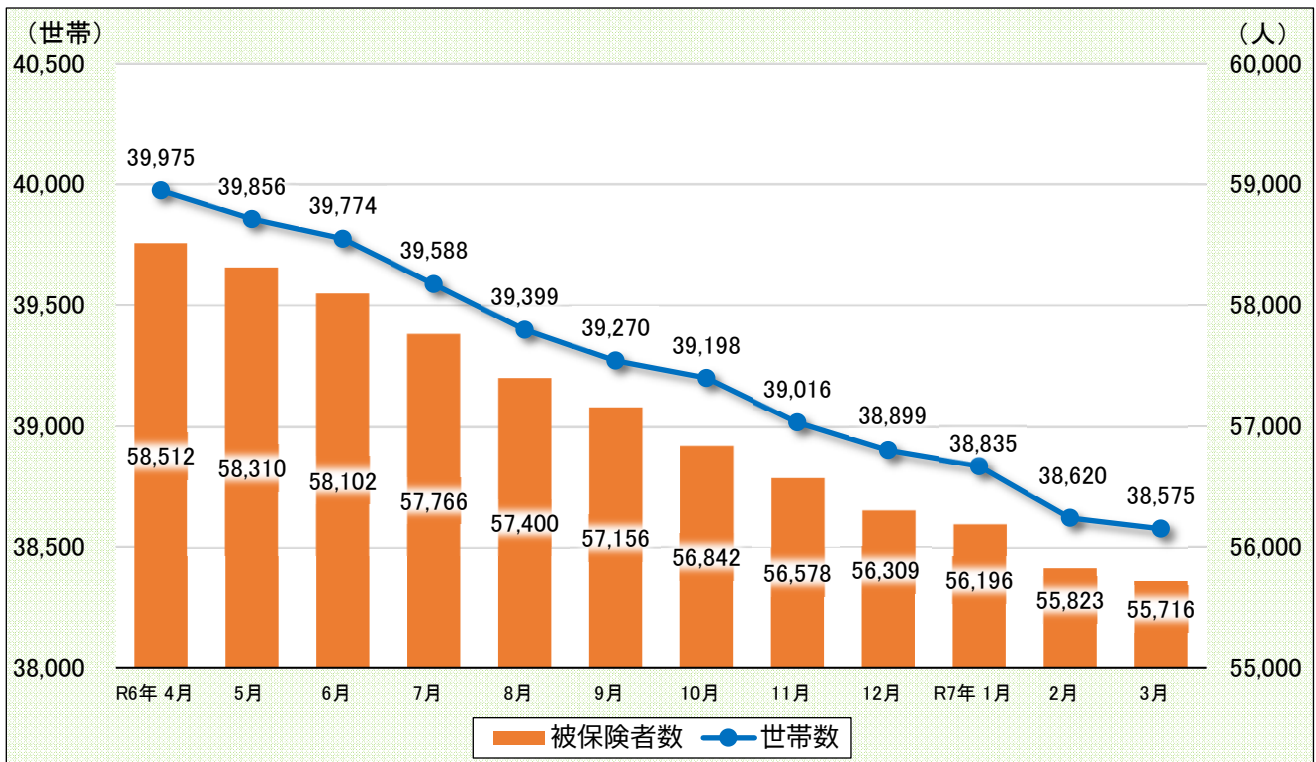
年度	一般被保険者		退職被保険者等		総数 (人)
	人数(人)	比率(%)	人数(人)	比率(%)	
R2	63,914	100.00	0	0.00	63,914
R3	62,475	100.00	0	0.00	62,475
R4	59,844	100.00	0	0.00	59,844
R5	57,712	100.00	0	0.00	57,712
R6	55,716	100.00	-	-	55,716

出典：国民健康保険事業状況報告書（事業年報）

(3) 令和6年度月別被保険者数

令和6年度の国民健康保険世帯数は、年間1,400世帯減少しており、被保険者数は、年間2,796人減少しています。

● 月別被保険者数と加入世帯数の推移



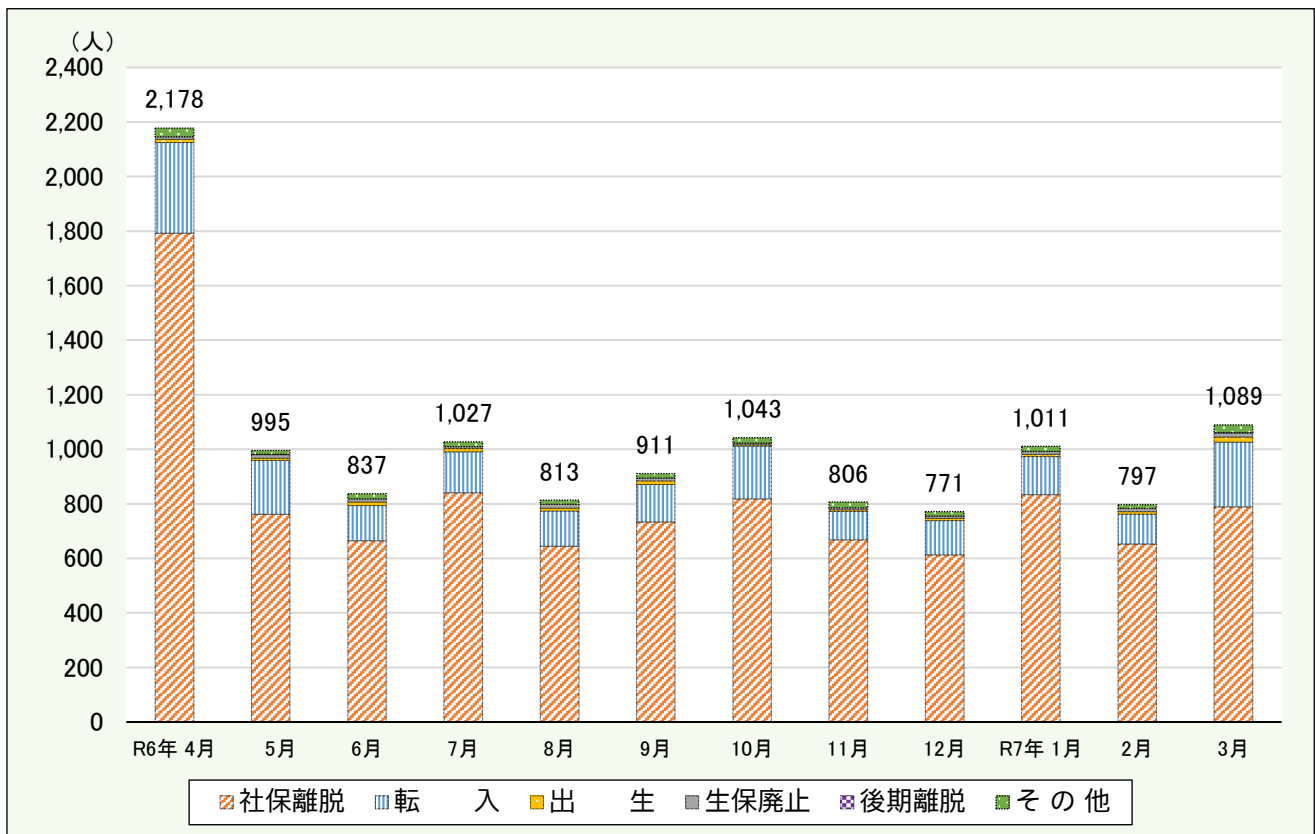
年 月	世 帯 数 (世帯)	被保険者数 (人)
R6年 4月	39,975	58,512
5月	39,856	58,310
6月	39,774	58,102
7月	39,588	57,766
8月	39,399	57,400
9月	39,270	57,156
10月	39,198	56,842
11月	39,016	56,578
12月	38,899	56,309
R7年 1月	38,835	56,196
2月	38,620	55,823
3月	38,575	55,716
平 均	39,250	57,059

出典：国民健康保険事業状況報告書（事業月報）

(4) 令和6年度月別異動状況

資格取得者については、社会保険からの加入者が全体の約80%となっており、最も多くの割合を占めています。

●資格の月別取得状況の推移



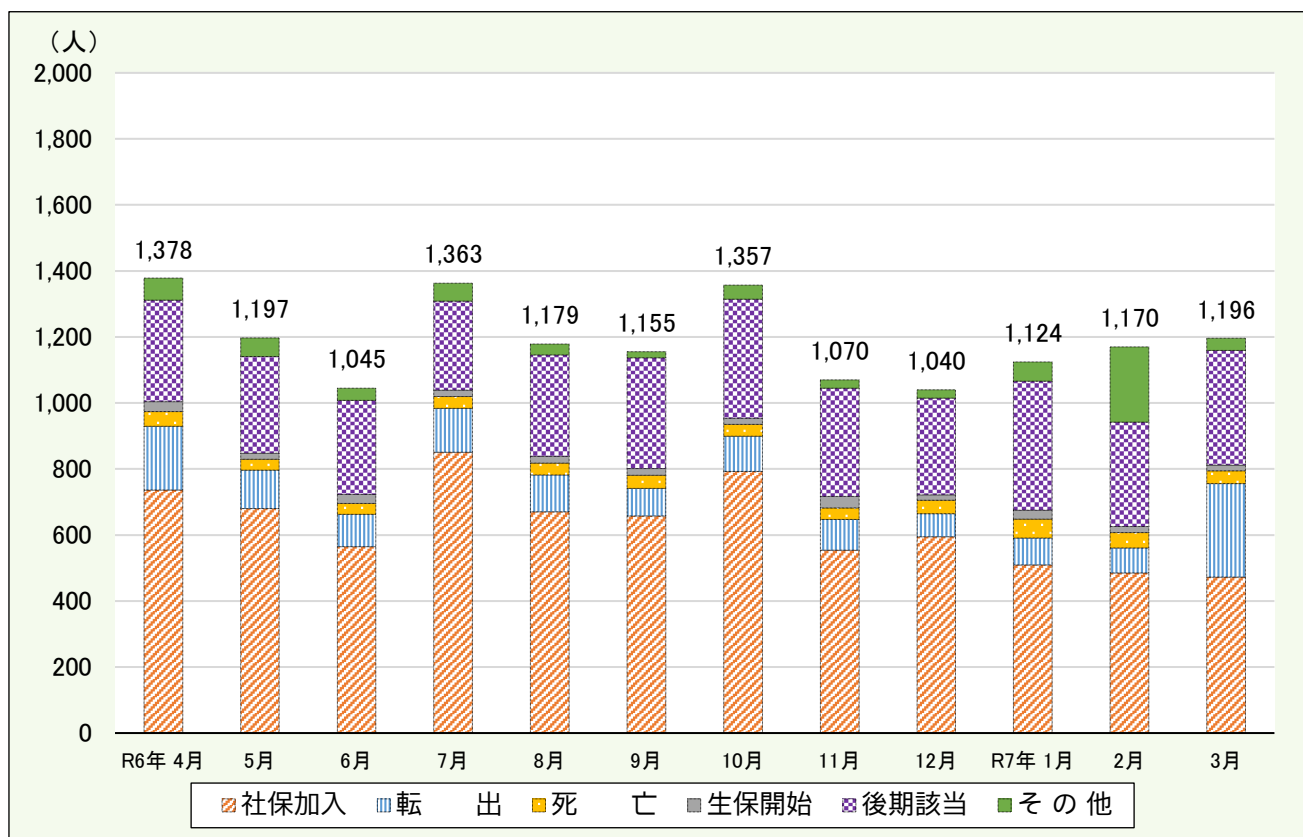
(単位：人)

月別	事由	社保離脱	転入	出生	生保廃止	後期離脱	その他	合計
R6年 4月		1,793	332	12	9	0	32	2,178
5月		762	197	8	13	1	14	995
6月		665	128	14	11	0	19	837
7月		840	151	11	7	0	18	1,027
8月		644	130	10	14	0	15	813
9月		734	137	13	11	0	16	911
10月		818	194	5	5	0	21	1,043
11月		668	104	6	7	0	21	806
12月		613	126	8	8	0	16	771
R7年 1月		833	140	8	11	0	19	1,011
2月		653	109	9	12	0	14	797
3月		789	237	19	15	1	28	1,089
計		9,812	1,985	123	123	2	233	12,278

資格喪失者については、社会保険への加入者が全体の約53%となっており、最も多くの割合を占めています。

また、75歳となり後期高齢者医療制度へ移行する加入者が全体の約27%となっており、多くの割合を占めています。

●資格の月別喪失状況の推移



(単位：人)

事由 月別	社保加入	転出	死亡	生保開始	後期該当	その他	合計
R6年 4月	736	193	45	30	307	67	1,378
5月	680	116	33	19	293	56	1,197
6月	565	98	33	27	285	37	1,045
7月	851	133	36	19	270	54	1,363
8月	670	112	36	20	308	33	1,179
9月	658	83	40	20	336	18	1,155
10月	793	106	36	19	360	43	1,357
11月	554	93	35	35	328	25	1,070
12月	595	70	40	17	293	25	1,040
R7年 1月	509	82	57	27	391	58	1,124
2月	485	76	46	19	316	228	1,170
3月	473	283	39	17	347	37	1,196
計	7,569	1,445	476	269	3,834	681	14,274

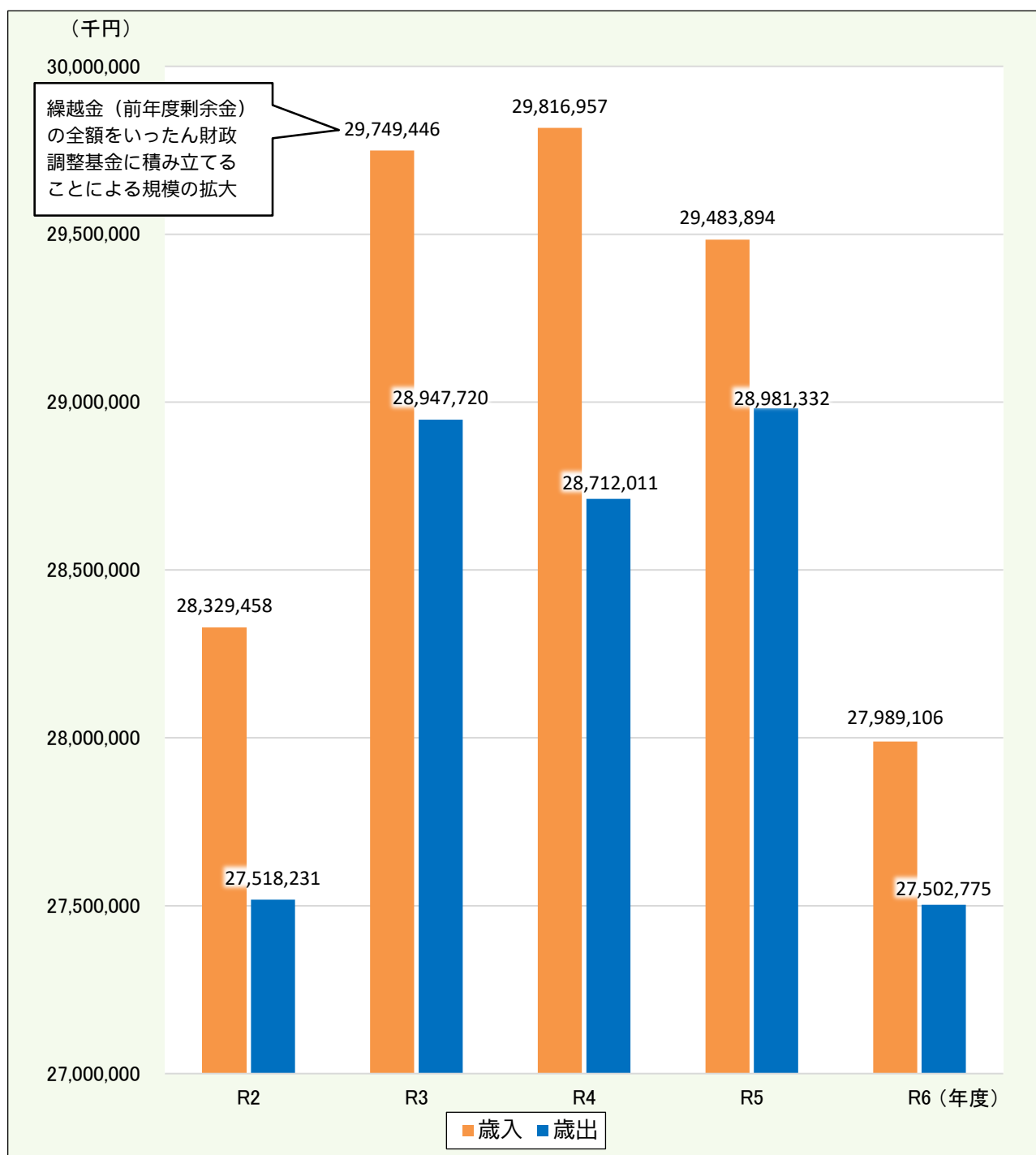
出典：国民健康保険事業状況報告書（事業月報）

5 保険財政

(1) 決算状況

本市の国民健康保険特別会計については、令和3年度から、繰越金（前年度剰余金）の全額をいったん国民健康保険財政調整基金に積み立てることとしたため規模が大きくなりましたが、全体的には被保険者数の減少に伴い、規模の縮小が進むと予想されます。

●国民健康保険特別会計歳入歳出決算額の推移



○歳入決算額

(千円)

科目 \ 年度	R2	R3	R4	R5	R6
国民健康保険税	5,552,118	5,470,972	5,482,928	5,336,604	5,221,980
現年分	5,002,423	4,979,604	5,047,109	4,914,061	4,861,410
滞繰分	549,695	491,368	435,819	422,543	360,570
国庫支出金	38,704	12,006	6,237	5,529	6,290
療養給付費交付金	—	—	—	—	—
県支出金	19,451,354	19,505,302	19,577,782	19,744,078	19,147,669
療養給付費等県交付金	18,810,365	19,059,809	19,165,108	19,367,188	18,777,606
第二号県調整交付金(補助)	63,797	91,045	76,432	68,554	68,923
特別調整県交付金	367,619	138,856	130,774	92,653	76,282
保険者努力支援県交付金	121,548	129,234	118,849	131,239	137,688
特定健康診査等県補助金	76,892	75,590	75,632	71,862	74,510
その他県補助金	11,133	10,768	10,987	12,582	12,660
繰入金	2,671,772	3,796,606	3,825,797	3,161,342	2,978,440
繰越金	416,332	811,227	801,726	1,104,946	502,562
その他の収入	199,178	153,333	122,487	131,395	132,165
合 計	28,329,458	29,749,446	29,816,957	29,483,894	27,989,106

○歳出決算額

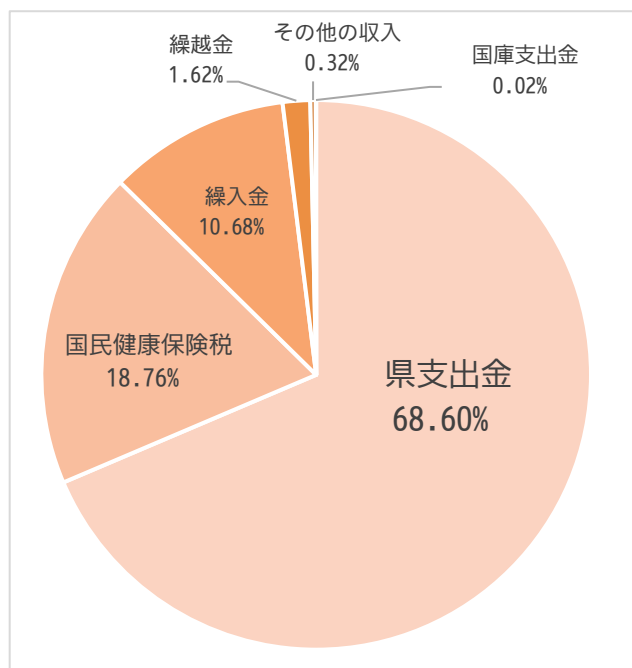
(千円)

科目 \ 年度	R2	R3	R4	R5	R6
総務費	606,150	588,012	631,424	624,893	622,472
保険給付費	19,180,154	19,313,294	19,404,596	19,597,823	19,001,863
一般被保険者分	19,117,837	19,249,089	19,340,462	19,534,940	18,939,259
退職被保険者等分	2,316	32	0	0	—
審査支払手数料	60,001	64,173	64,134	62,883	62,604
国民健康保険事業費納付金	7,401,580	7,865,190	7,495,882	7,271,912	6,982,548
保健事業費	292,777	324,461	334,693	330,696	340,571
その他の支出	37,570	856,763	845,416	1,156,008	555,321
合 計	27,518,231	28,947,720	28,712,011	28,981,332	27,502,775

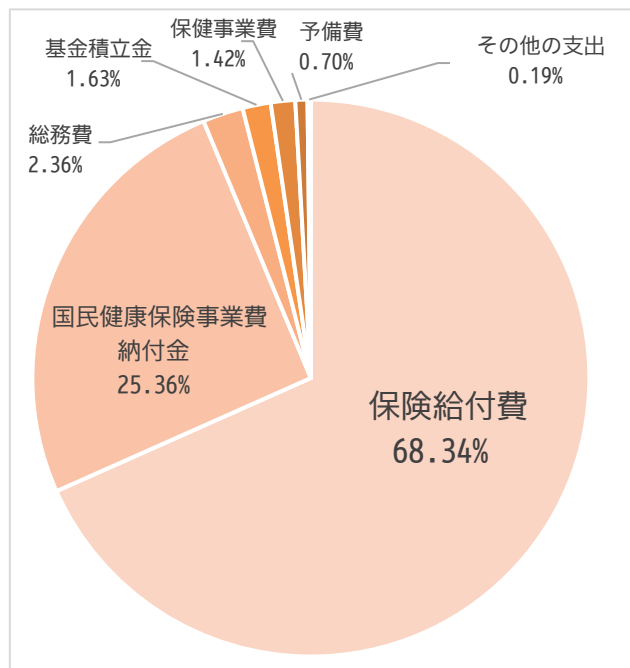
出典：郡山市一般会計・特別会計歳入歳出決算書

(2) 令和7年度予算（6月補正後予算額）

〔歳入〕



〔歳出〕



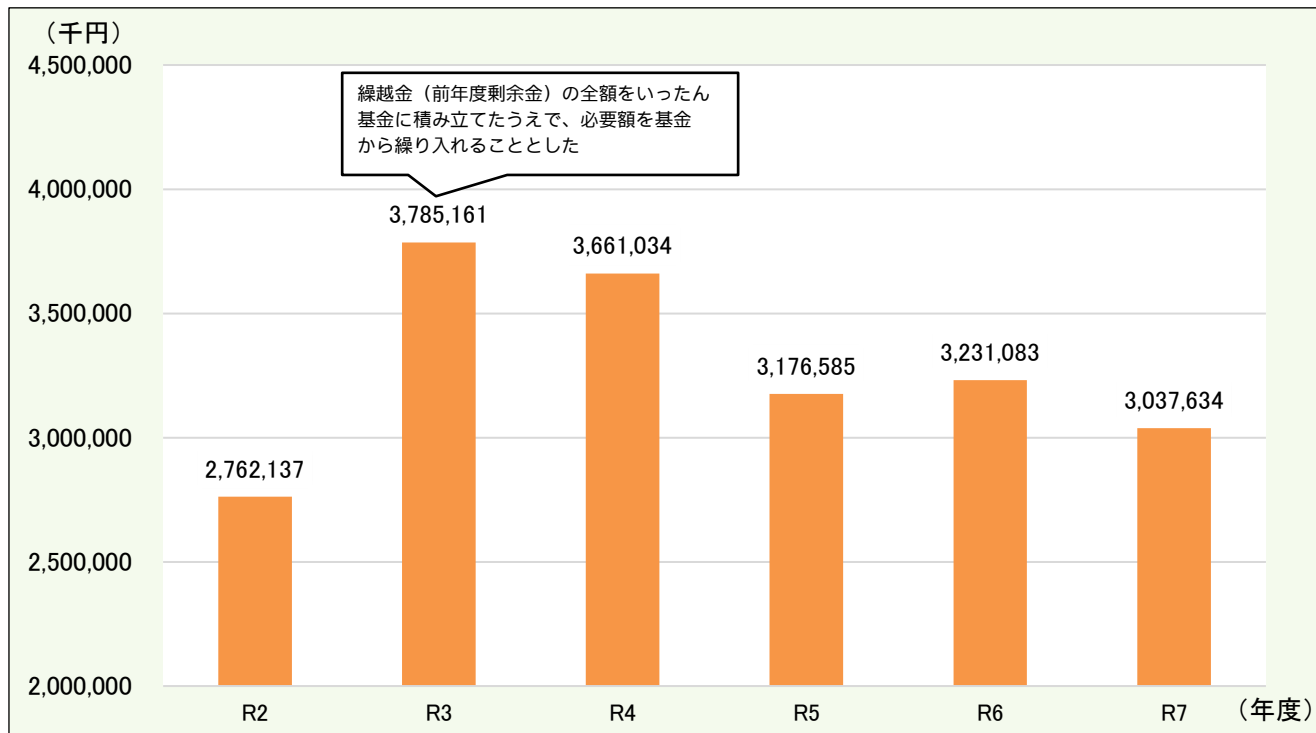
(千円)

科 目	予算額	科 目	予算額
国民健康保険税	5,336,406	総務費	669,813
医療分現年課税分	3,259,231	保険給付費	19,435,711
滞納繰越分	290,660	療養給付費	16,674,877
支援金分現年課税分	1,230,937	療養費	145,653
滞納繰越分	110,384	高額療養費	2,458,111
介護分現年課税分	400,987	高額介護合算療養費	2,600
滞納繰越分	44,207	移送費	100
国庫支出金	5,691	出産育児一時金	68,500
災害臨時特例補助金	5,691	葬祭費	22,400
県支出金	19,508,462	傷病手当金	168
療養給付費等県交付金	19,214,044	(被保険者分 小計)	19,372,409
第二号県調整交付金	50,100	審査支払手数料	63,273
特別調整県交付金	69,910	出産育児一時金支払手数料	29
保険者努力支援県交付金	100,469	国民健康保険事業費納付金	7,211,919
特定健康診査等県補助金	73,630	医療給付費分	4,823,804
その他補助金	309	後期高齢者支援金等分	1,804,364
繰入金	3,037,634	介護納付金分	583,751
保険基盤安定繰入金	1,535,167	保健事業費	402,553
その他の繰入金	1,257,711	基金積立金	464,788
財政調整基金繰入金	244,756	その他の支出	54,756
繰越金	460,000	予備費	200,000
その他の収入	91,347		
合 計	28,439,540	合 計	28,439,540

出典：令和7年度 一般会計・特別会計補正予算に関する説明書（6月定例会）

(3) 繰入金の推移（各年度6月補正後予算額）

●繰入総額の推移



○繰入金内訳

(千円)

年度	保険基盤安定	未就学児均等割保険税	職員給与費等	産前産後保険税	出産育児一時金	財政安定化支援事業	その他	財政調整基金	合 計
R2	1,474,028	0	616,090	0	68,320	247,930	161,721	194,048	2,762,137
R3	1,472,352	0	606,788	0	61,600	257,114	142,446	1,244,861	3,785,161
R4	1,501,832	20,093	612,416	0	63,560	296,295	133,350	1,033,488	3,661,034
R5	1,622,171	16,302	631,262	0	62,666	385,413	130,290	328,481	3,176,585
R6	1,585,392	15,025	637,926	2,016	55,000	540,608	136,704	258,412	3,231,083
R7	1,535,167	13,059	658,698	2,432	45,666	403,001	134,855	244,756	3,037,634

出典：令和7年度 一般会計・特別会計補正予算に関する説明書（6月定例会）

6 国民健康保険税

(1) 税率

① 基礎課税分

年度	応 能		応 益	
	所得割額	資産割額	均等割額(1人)	平等割額(世帯)
R2	7.30%	—	21,000円	17,800円
R3	7.30%	—	21,000円	17,800円
R4	7.30%	—	23,100円	18,400円
R5	7.30%	—	23,100円	18,400円
R6	7.30%	—	23,100円	18,400円

② 後期高齢者支援金等課税分

年度	応 能		応 益	
	所得割額	資産割額	均等割額(1人)	平等割額(世帯)
R2	2.90%	—	7,200円	6,300円
R3	2.90%	—	7,200円	6,300円
R4	2.90%	—	8,000円	6,400円
R5	2.90%	—	8,000円	6,400円
R6	2.90%	—	8,000円	6,400円

③ 介護納付金課税分

年度	応 能		応 益	
	所得割額	資産割額	均等割額(1人)	平等割額(世帯)
R2	1.90%	—	7,600円	4,300円
R3	1.90%	—	7,600円	4,300円
R4	2.20%	—	10,500円	5,300円
R5	2.20%	—	10,500円	5,300円
R6	2.20%	—	10,500円	5,300円

出典：国民健康保険事業状況報告書（事業年報）

(2) 賦課割合

① 基礎課税分

年度	応 能		応 益		
	所得割額	計	均等割額	平等割額	計
R2	51.33%	51.33%	31.92%	16.75%	48.67%
R3	52.90%	52.90%	30.76%	16.34%	47.10%
R4	50.64%	50.64%	32.80%	16.56%	49.36%
R5	50.73%	50.73%	32.54%	16.73%	49.27%
R6	51.50%	51.50%	31.92%	16.58%	48.50%

② 後期高齢者支援金等課税分

年度	応 能		応 益		
	所得割額	計	均等割額	平等割額	計
R2	55.79%	55.79%	28.68%	15.53%	44.21%
R3	55.25%	55.25%	28.90%	15.85%	44.75%
R4	53.13%	53.13%	31.10%	15.77%	46.87%
R5	53.59%	53.59%	30.61%	15.80%	46.41%
R6	54.68%	54.68%	29.78%	15.54%	45.32%

③ 介護納付金課税分

年度	応 能		応 益		
	所得割額	計	均等割額	平等割額	計
R2	51.67%	51.67%	32.52%	15.81%	48.33%
R3	51.27%	51.27%	32.72%	16.01%	48.73%
R4	46.65%	46.65%	37.08%	16.27%	53.35%
R5	46.51%	46.51%	37.10%	16.39%	53.49%
R6	47.27%	47.27%	36.53%	16.20%	52.73%

(3) 課税限度額及び課税額

① 基礎課税分

年度	課税限度額(千円)	課 税 額			
		世帯当り平均(円)	世帯数(世帯)	一人当り平均(円)	被保険者数(人)
R2	630	89,807	42,142	57,995	65,258
R3	630	88,252	42,196	57,517	64,744
R4	650	88,635	41,766	58,423	63,364
R5	650	87,451	40,865	58,935	60,637
R6	650	88,009	40,123	60,089	58,766

② 後期高齢者支援金等課税分

年度	課税限度額(千円)	課 税 額			
		世帯当り平均(円)	世帯数(世帯)	一人当り平均(円)	被保険者数(人)
R2	190	33,084	42,142	21,365	65,258
R3	190	32,503	42,196	21,183	64,744
R4	200	32,736	41,766	21,578	63,364
R5	220	32,582	40,865	21,958	60,637
R6	240	33,078	40,123	22,584	58,766

③ 介護納付金課税分

年度	課税限度額(千円)	課 税 額			
		世帯当り平均(円)	世帯数(世帯)	一人当り平均(円)	被保険者数(人)
R2	170	21,089	18,118	19,446	21,089
R3	170	22,494	17,613	19,446	20,374
R4	170	26,903	17,225	23,384	19,817
R5	170	26,813	16,584	23,467	18,949
R6	170	26,962	16,295	23,691	18,545

出典：国民健康保険事業状況報告書（事業年報）

(4) 本算定の状況（現年度課税分）

※本算定：当初納税通知書発送時点

① 基礎課税分

区 分			令和7年度 本 算 定 A		令和6年度 本 算 定 B		比 較 A - B	
世 帯 数			39,809 世帯		40,651 世帯		△842 世帯	
被 保 険 者 数			56,127 人		58,034 人		△1,907 人	
税 率	応 能	所得割額	7.30 %		7.30 %		0.00 %	
		資産割額						
	応 益	均等割額	23,100 円		23,100 円		0 円	
		平等割額	18,400 円		18,400 円		0 円	
賦課割合	応 能	所得割額	53.15 %	53.15 %	51.33 %	51.33 %	1.82 %	1.82 %
		資産割額						
	応 益	均等割額	46.85 %	30.55 %	48.67 %	31.87 %	△1.82 %	△1.32 %
		平等割額		16.30 %				16.80 %
課 税 額	課 税 総 額 (調 定 額)		3,571,875 千円		3,499,235 千円		72,640 千円	
	世帯当たり		89,725 円		86,080 円		3,645 円	
	一人当たり		63,639 円		60,296 円		3,343 円	

② 後期高齢者支援金等課税分

区 分			令和7年度 本 算 定 A		令和6年度 本 算 定 B		比 較 A - B	
世 帯 数			39,809 世帯		40,651 世帯		△842 世帯	
被 保 険 者 数			56,127 人		58,034 人		△1,907 人	
税 率	応 能	所得割額	2.90 %		2.90 %		0.00 %	
		資産割額						
	応 益	均等割額	8,000 円		8,000 円		0 円	
		平等割額	6,400 円		6,400 円		0 円	
賦課割合	応 能	所得割額	56.53 %	56.53 %	54.52 %	54.52 %	2.01 %	2.01 %
		資産割額						
	応 益	均等割額	43.47 %	28.30 %	45.48 %	29.74 %	△2.01 %	△1.44 %
		平等割額		15.17 %				15.74 %
課 税 額	課 税 総 額 (調 定 額)		1,350,827 千円		1,313,539 千円		37,288 千円	
	世帯当たり		33,933 円		32,313 円		1,620 円	
	一人当たり		24,067 円		22,634 円		1,433 円	

③ 介護納付金課税分

区 分			令和7年度 本 算 定 A		令和6年度 本 算 定 B		比 較 A - B	
世 帯 数			16,206 世帯		16,527 世帯		△321 世帯	
被 保 険 者 数			18,162 人		18,554 人		△392 人	
税 率	応 能	所得割額	2.20 %		2.20 %		0.00 %	
		資産割額						
	応 益	均等割額	10,500 円		10,500 円		0 円	
		平等割額	5,300 円		5,300 円		0 円	
賦課割合	応 能	所得割額	48.51 %	48.51 %	47.13 %	47.13 %	1.38 %	1.38 %
		資産割額						
	応 益	均等割額	51.49 %	35.49 %	52.87 %	36.46 %	△1.38 %	△0.97 %
		平等割額		16.00 %		16.41 %		△0.41 %
課 税 額	課 税 総 額 (調 定 額)		438,963 千円		436,111 千円		2,852 千円	
	世帯当たり		27,086 円		26,388 円		698 円	
	一人当たり		24,169 円		23,505 円		664 円	

出典：国民健康保険本算定調定表（郡山市）

(5) 令和6年度課税状況（現年度課税分）

① 基礎課税分

保険税 賦課方式		3 方式 （ 所得割 ・ 均等割 ・ 平等割 ）			
保険税 納付回数		9 回 （ 7 ・ 8 ・ 9 ・ 10 ・ 11 ・ 12 ・ 1 ・ 2 ・ 3 月 ）			
算定額 及び割合	所得割	2,503,861 千円	54.82 %	54.82 %	
	資産割	—	—		
	均等割	1,357,494 千円	29.73 %	45.18 %	
	平等割	705,373 千円	15.45 %		
	計	4,566,728 千円	100.00 %		
減免等による額		6,138 千円			
保険税軽減額		696,380 千円			
賦 課 限 度 額 を 超 え る 額		313,722 千円			
増 減 額		△19,296 千円			
調 定 額		3,531,192 千円			
税 率	所得割	7.30 %			
	資産割				
	均等割	23,100 円			
	平等割	18,400 円			
賦課限度額		650,000 円			
課税 対象額	所 得 割 の 対 象 額	34,299,617 千円			
	資 産 割 の 対 象 額	— 千円			
	課 税 対 象 被 保 険 者 数	58,766 人			
	課 税 対 象 世 帯 数	40,123 世帯			
	保 険 税 軽 減 世 帯 数	24,995 世帯			
	賦課限度額を 超える世帯数	460 世帯			
備 考		所得割の算定基礎は、課税総所得金額（基礎控除後）			

② 後期高齢者支援金等課税分

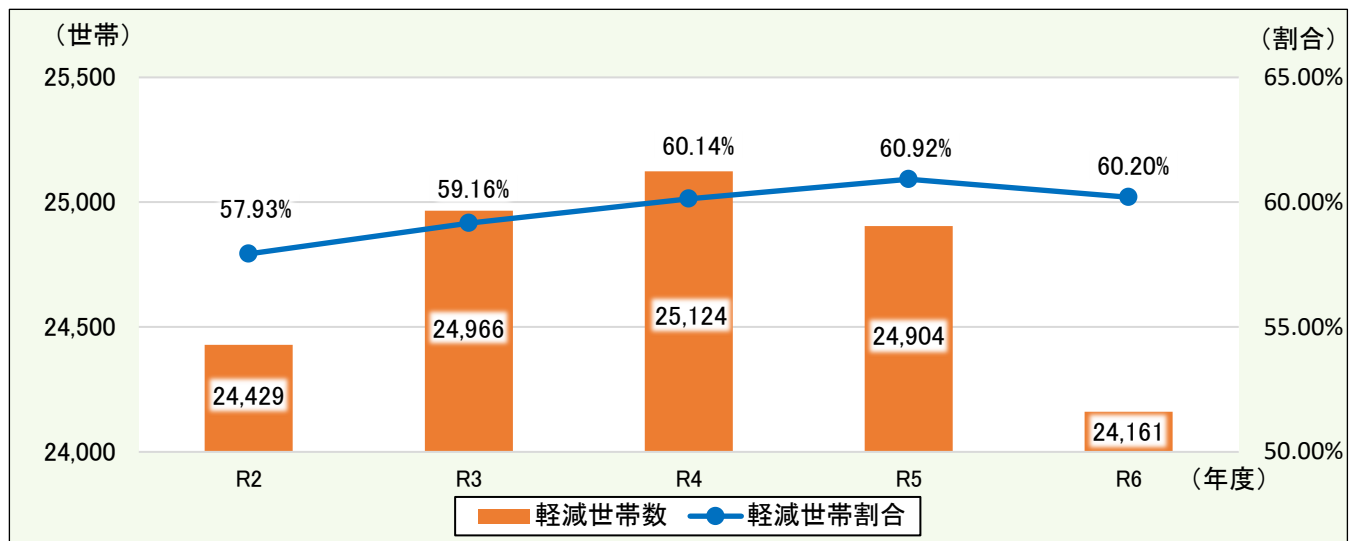
保険税 賦課方式		3方式（所得割・均等割・平等割）		
保険税 納付回数		9回（7・8・9・10・11・12・1・2・3月）		
算定額 及び割合	所得割	994,677 千円	58.16 %	58.16 %
	資産割	—	—	
	均等割	470,128 千円	27.49 %	41.84 %
	平等割	245,347 千円	14.35 %	
	計	1,710,152 千円	100.00 %	
減免等による額		2,239 千円		
保険税軽減額		241,572 千円		
賦課限度額を 超える額		131,631 千円		
増減額		△7,518 千円		
調定額		1,327,192 千円		
税率	所得割	2.90 %		
	資産割			
	均等割	8,000 円		
	平等割	6,400 円		
賦課限度額		240,000 円		
課税 対象額	所得割の 対象額	34,299,617 千円		
	資産割の 対象額	— 千円		
	課税対象 被保険者数	58,766 人		
	課税対象 世帯数	40,123 世帯		
	保険税 軽減世帯数	24,995 世帯		
	賦課限度額を 超える世帯数	508 世帯		
備考		所得割の算定基礎は、課税総所得金額（基礎控除後）		

③介護納付金課税分（介護保険第2号被保険者分）

保険税 賦課方式		3方式（所得割・均等割・平等割）		
保険税 納付回数		9回（7・8・9・10・11・12・1・2・3月）		
算定額 及び割合	所得割	293,227 千円	51.05 %	51.05 %
	資産割	—	—	
	均等割	194,722 千円	33.91 %	48.95 %
	平等割	86,363 千円	15.04 %	
	計	574,312 千円	100.00 %	
減免等による額		236 千円		
保険税軽減額		90,335 千円		
賦課限度額を 超える額		41,262 千円		
増減額		△3,138 千円		
調定額		439,341 千円		
税率	所得割	2.20 %		
	資産割			
	均等割	10,500 円		
	平等割	5,300 円		
賦課限度額		170,000 円		
課税 対象額	所得割の 対象額	13,328,647 千円		
	資産割の 対象額	— 千円		
	課税対象 被保険者数	18,545 人		
	課税対象 世帯数	16,295 世帯		
	保険税 軽減世帯数	9,354 世帯		
	賦課限度額を 超える世帯数	270 世帯		
備考		所得割の算定基礎は、課税総所得金額（基礎控除後）		

出典：国民健康保険事業状況報告書（事業年報）

(6) 保険税軽減の状況



① 基礎課税分

年度	全体		7割軽減			5割軽減			2割軽減			合計		
	世帯数 (世帯)	被保険者数 (人)	世帯数 (世帯)	被保険者数 (人)	軽減額 (円)	世帯数 (世帯)	被保険者数 (人)	軽減額 (円)	世帯数 (世帯)	被保険者数 (人)	軽減額 (円)	世帯数 (世帯)	被保険者数 (人)	軽減額 (円)
R2	42,168	65,326	13,003	17,268	410,502,295	6,793	12,008	182,080,575	4,633	8,418	50,775,740	24,429	37,694	643,358,610
R3	42,200	64,806	13,774	18,273	435,088,045	6,700	11,812	179,408,475	4,492	8,021	48,633,080	24,966	38,106	663,129,600
R4	41,777	63,407	14,024	18,601	475,833,470	6,692	11,689	192,250,350	4,408	7,688	50,687,520	25,124	37,978	718,771,340
R5	40,877	60,699	13,967	18,167	467,772,410	6,549	11,081	183,286,750	4,388	7,563	49,947,180	24,904	36,811	701,006,340
R6	40,136	58,810	13,515	17,447	450,449,930	6,370	10,578	175,533,600	4,276	7,214	47,861,000	24,161	35,239	673,844,530

② 後期高齢者支援金等課税分

年度	全体		7割軽減			5割軽減			2割軽減			合計		
	世帯数 (世帯)	被保険者数 (人)	世帯数 (世帯)	被保険者数 (人)	軽減額 (円)	世帯数 (世帯)	被保険者数 (人)	軽減額 (円)	世帯数 (世帯)	被保険者数 (人)	軽減額 (円)	世帯数 (世帯)	被保険者数 (人)	軽減額 (円)
R2	42,168	65,326	13,003	17,268	142,478,833	6,793	12,008	63,047,882	4,633	8,418	17,579,610	24,429	37,694	223,106,325
R3	42,200	64,806	13,774	18,273	151,016,913	6,700	11,812	62,124,943	4,492	8,021	16,839,720	24,966	38,106	229,981,576
R4	41,777	63,407	14,024	18,601	165,054,400	6,692	11,689	66,666,400	4,408	7,688	17,576,960	25,124	37,978	249,297,760
R5	40,877	60,699	13,967	18,167	162,261,120	6,549	11,081	63,559,200	4,388	7,563	17,320,320	24,904	36,811	243,140,640
R6	40,136	58,810	13,515	17,447	156,253,440	6,370	10,578	60,871,200	4,276	7,214	16,597,120	24,161	35,239	233,721,760

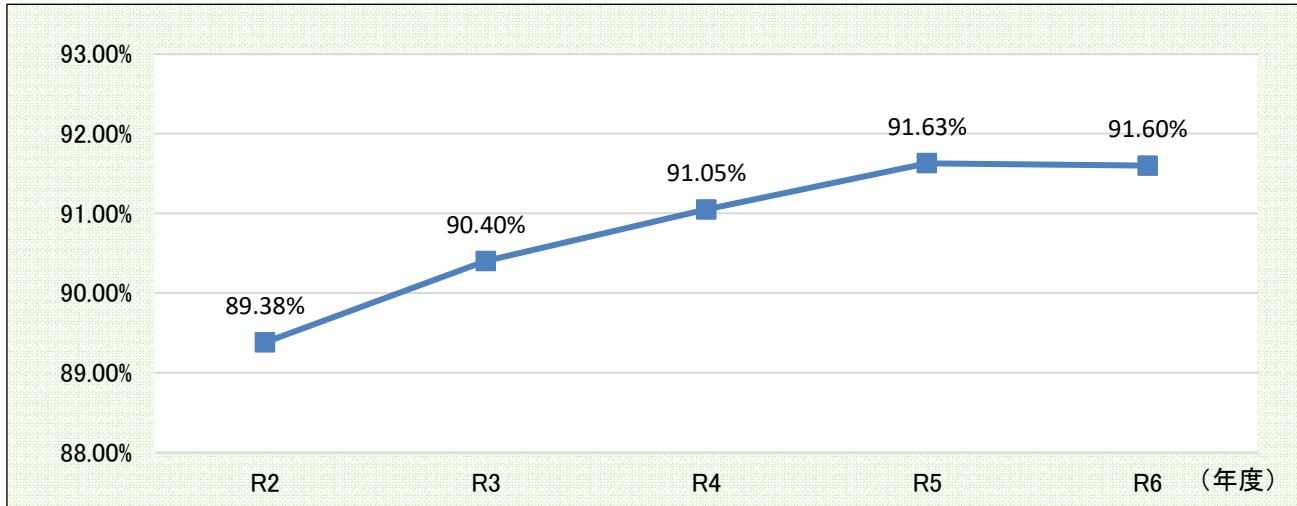
③ 介護納付金課税分

年度	全体		7割軽減			5割軽減			2割軽減			合計		
	世帯数 (世帯)	被保険者数 (人)	世帯数 (世帯)	被保険者数 (人)	軽減額 (円)	世帯数 (世帯)	被保険者数 (人)	軽減額 (円)	世帯数 (世帯)	被保険者数 (人)	軽減額 (円)	世帯数 (世帯)	被保険者数 (人)	軽減額 (円)
R2	18,137	21,113	5,299	5,713	46,343,150	2,456	2,903	16,311,800	1,816	2,201	4,907,280	9,571	10,817	67,562,230
R3	17,632	20,401	5,506	5,967	48,317,500	2,304	2,706	15,236,400	1,643	1,967	4,402,820	9,453	10,640	67,956,720
R4	17,233	19,829	5,492	5,931	63,968,170	2,354	2,785	20,859,350	1,619	1,949	5,809,040	9,465	10,665	90,636,560
R5	16,592	18,961	5,472	5,902	63,680,820	2,269	2,684	20,103,850	1,605	1,888	5,666,100	9,346	10,474	89,450,770
R6	16,303	18,554	5,437	5,895	63,499,520	2,166	2,496	18,843,900	1,498	1,768	5,300,680	9,101	10,159	87,644,100

出典：保険基盤安定負担金繰入金額算出基礎表（様式第2-1, 2-2, 2-3号）

(7) 収納状況

●現年度課税の収納率推移（一般と退職の合計）

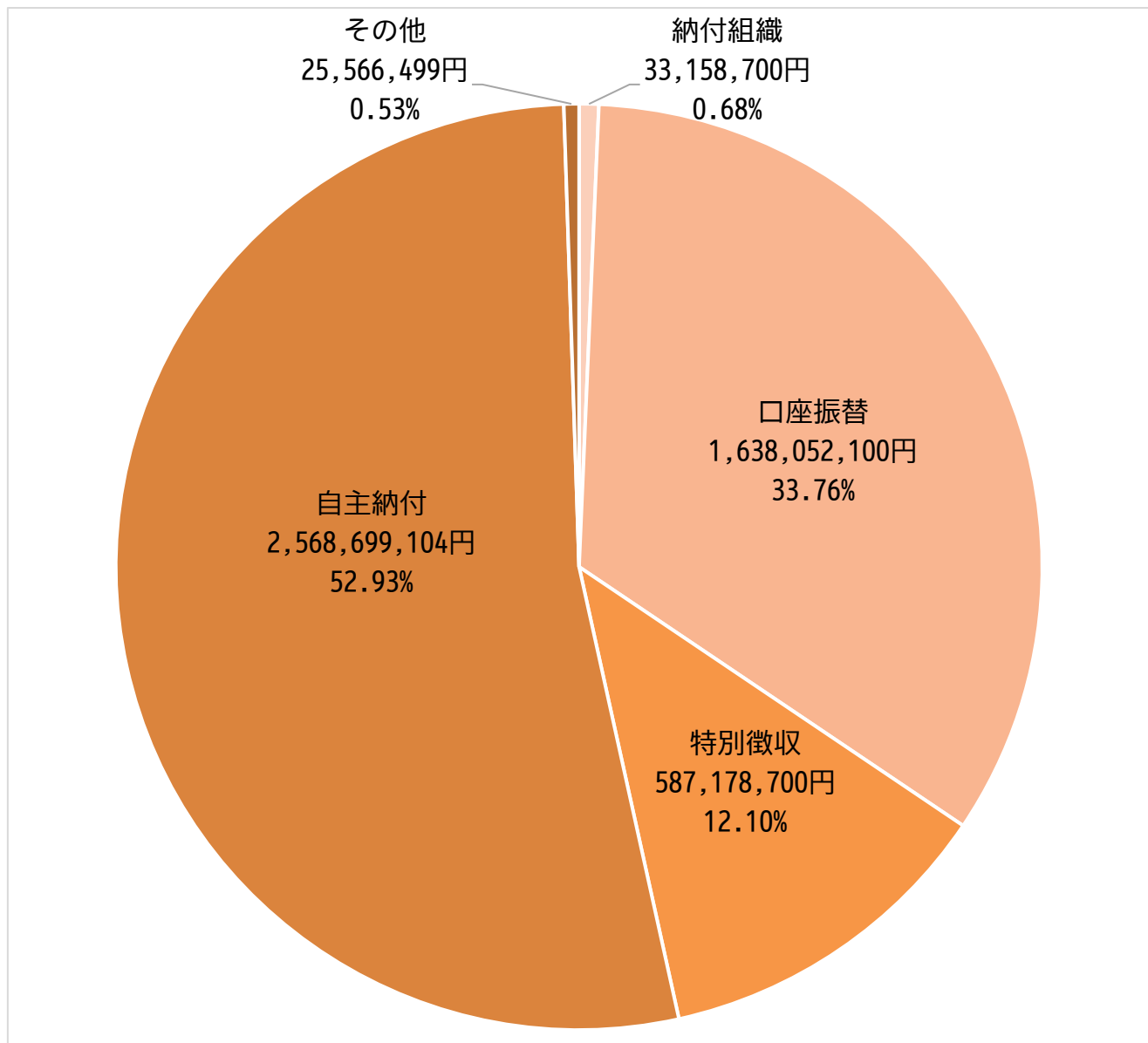


年度	区 分		調定額 (円)	収納額 ※未還付除く (円)	還付未済額 (円)	不納欠損額 (円)	未収額 (円)	収納率
R2	一般	現年課税	5,588,947,073	4,995,592,530	6,805,700	5,200	593,349,343	89.38%
		滞納繰越	2,821,613,820	542,707,821	182,400	271,308,261	2,007,597,738	19.23%
		計	8,410,560,893	5,538,300,351	6,988,100	271,313,461	2,600,947,081	65.85%
	退職	現年課税	24,527	24,527	0	0	0	100.00%
		滞納繰越	38,455,493	6,805,093	0	3,923,724	27,726,676	17.70%
		計	38,480,020	6,829,620	0	3,923,724	27,726,676	17.75%
R3	一般	現年課税	5,491,580,200	4,964,592,332	15,012,000	0	526,987,868	90.40%
		滞納繰越	2,570,735,563	486,650,938	724,110	226,472,916	1,857,611,709	18.93%
		計	8,062,315,763	5,451,243,270	15,736,110	226,472,916	2,384,599,577	67.61%
	退職	現年課税	0	0	0	0	0	-
		滞納繰越	27,726,674	3,993,227	0	2,976,309	20,757,138	14.40%
		計	27,726,674	3,993,227	0	2,976,309	20,757,138	14.40%
R4	一般	現年課税	5,532,572,700	5,037,331,579	9,777,100	34,300	495,206,821	91.05%
		滞納繰越	2,358,685,991	431,339,679	414,411	162,432,368	1,764,913,944	18.29%
		計	7,891,258,691	5,468,671,258	10,191,511	162,466,668	2,260,120,765	69.30%
	退職	現年課税	0	0	0	0	0	-
		滞納繰越	20,763,630	4,065,200	0	1,308,293	15,390,137	19.58%
		計	20,763,630	4,065,200	0	1,308,293	15,390,137	19.58%
R5	一般	現年課税	5,349,804,200	4,902,012,051	12,049,000	31,900	447,760,249	91.63%
		滞納繰越	2,224,139,125	419,518,353	802,056	156,759,798	1,647,860,974	18.86%
		計	7,573,943,325	5,321,530,404	12,851,056	156,791,698	2,095,621,223	70.26%
	退職	現年課税	0	0	0	0	0	-
		滞納繰越	15,390,137	2,222,190	0	2,536,752	10,631,195	14.44%
		計	15,390,137	2,222,190	0	2,536,752	10,631,195	14.44%
R6	一般	現年課税	5,297,726,300	4,852,655,103	8,755,074	0	445,071,197	91.60%
		滞納繰越	2,081,664,287	359,820,347	749,147	149,923,435	1,571,920,505	17.29%
		計	7,379,390,587	5,212,475,450	9,504,221	149,923,435	2,016,991,702	70.64%
	退職	現年課税	-	-	-	-	-	-
		滞納繰越	-	-	-	-	-	-
		計	-	-	-	-	-	-

出典：国民健康保険事業状況報告書（事業年報）

(8) 令和6年度収納方法別収納状況

● 国民健康保険税の納付方法別収納状況



区分	納付組織	口座振替	特別徴収	自主納付	その他	合計
収納額 (円)	33,158,700	1,638,052,100	587,178,700	2,568,699,104	25,566,499	4,852,655,103
収納割合 (%)	0.68	33.76	12.10	52.93	0.53	100.00

※ 納付組織で口座振替分は、口座振替に含む

出典：令和6年度における国民健康保険事業の実施状況報告

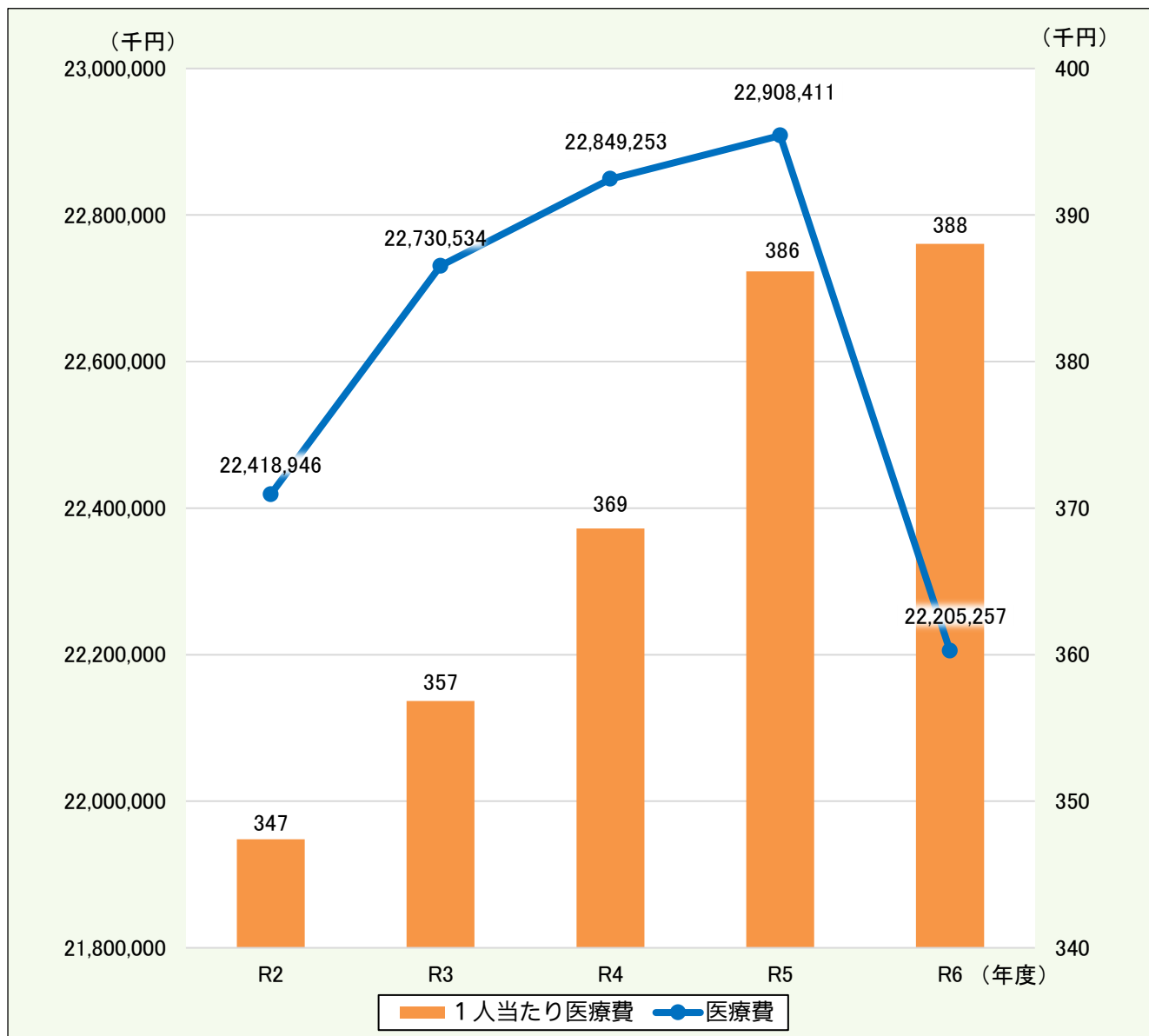
7 保険給付

(1) 療養諸費（療養の給付、療養費）

療養の給付は、病気になったときやけがをしたときに、被保険者が保険医療機関で被保険者証を提示し、一部負担金（療養に要した医療費から保険者が負担する額を除いた額）を支払うことにより医療の給付を受けることです。

療養費は、緊急その他やむを得ない理由で医療機関に被保険者証を提示しなかった場合などに、いったん診療にかかった医療費の全額を自費で支払い、事後に申請することにより現金で給付を受けるもので、療養に要した医療費から一部負担金に相当する額を除いた保険者負担分です。

●医療費の推移 ※医療費：療養の給付の費用額と療養費の費用額との合計



○療養の給付（入院・入院外・歯科・調剤・訪問看護・食事療養費）

年度	区 分	件 数（件） 【A】	被保険者数（人） 【B】	費 用 額（円） 【C】	1 件当たり（円） 【C/A】	1 人当たり（円） 【C/B】	受診率（％） 【A/B】
R2	一 般	944,915	64,533	22,199,532,370	23,494	344,003	1,464.24
	退職等	32	1	2,063,000	64,469	2,063,000	3,200.00
	計	944,947	64,534	22,201,595,370	23,495	344,029	1,464.26
R3	一 般	988,102	63,699	22,491,143,067	22,762	353,085	1,551.20
	退職等	—	—	△24,690	—	—	—
	計	988,102	63,699	22,491,118,377	22,762	353,084	1,551.20
R4	一 般	986,063	61,987	22,637,198,037	22,957	365,193	1,590.76
	退職等	△1	—	△29,880	—	—	—
	計	986,062	61,987	22,637,168,157	22,957	365,192	1,590.76
R5	一 般	969,284	59,324	22,701,318,436	23,421	382,667	1,633.88
	退職等	—	—	—	—	—	—
	計	969,284	59,324	22,701,318,436	23,421	382,667	1,633.88
R6	一 般	960,053	57,226	22,024,673,858	22,941	384,872	1,677.65
	退職等	—	—	—	—	—	—
	計	960,053	57,226	22,024,673,858	22,941	384,872	1,677.65

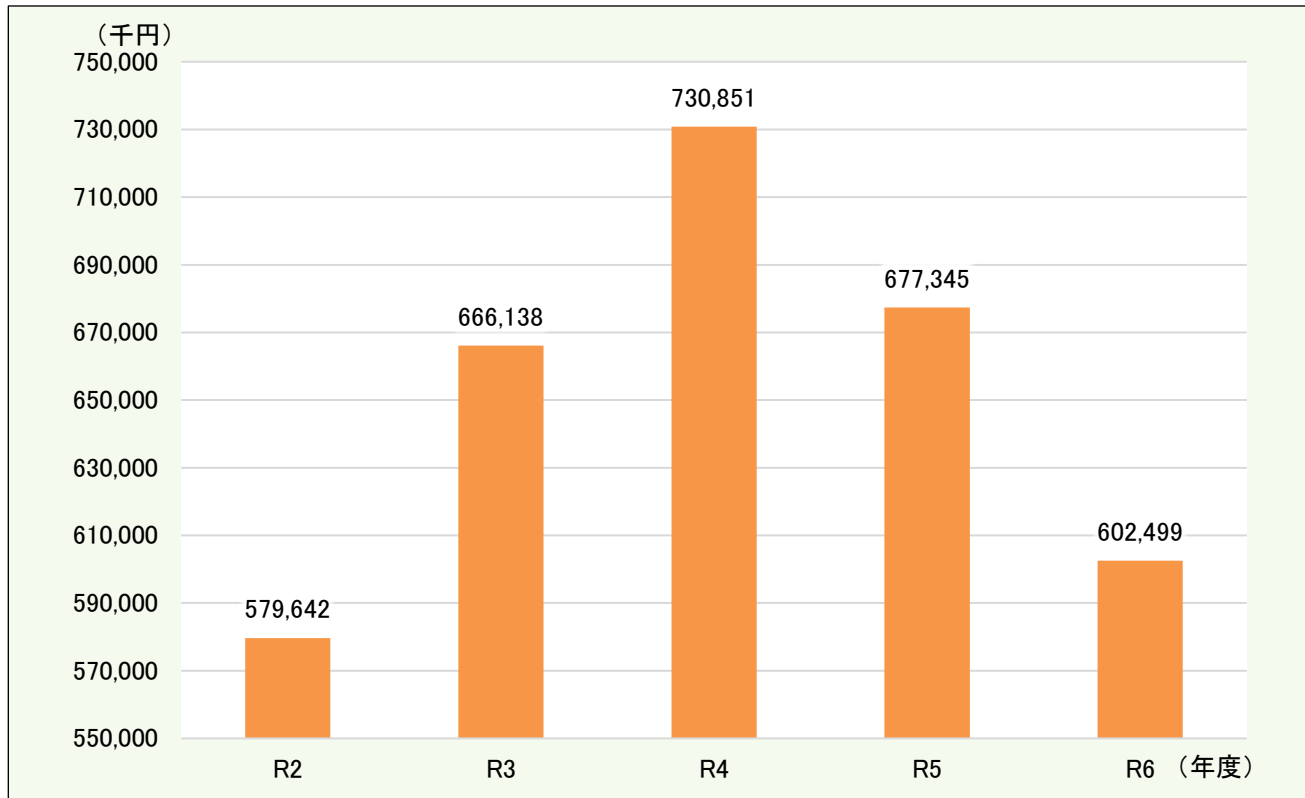
○療養費（診療費・その他）

年度	区 分	件 数（件） 【A】	被保険者数（人） 【B】	費 用 額（円） 【C】	1 件当たり（円） 【C/A】	1 人当たり（円） 【C/B】	受診率（％） 【A/B】
R2	一 般	24,375	64,533	217,354,463	8,917	3,368	37.77
	退職等	—	1	△4,030	—	—	—
	計	24,375	64,534	217,350,433	8,917	3,368	37.77
R3	一 般	25,856	63,699	239,415,751	9,260	3,759	40.59
	退職等	—	—	—	—	—	—
	計	25,856	63,699	239,415,751	9,260	3,759	40.59
R4	一 般	24,656	61,987	212,084,545	8,602	3,421	39.78
	退職等	—	—	—	—	—	—
	計	24,656	61,987	212,084,545	8,602	3,421	39.78
R5	一 般	24,179	59,324	207,093,014	8,565	3,491	40.76
	退職等	—	—	—	—	—	—
	計	24,179	59,324	207,093,014	8,565	3,491	40.76
R6	一 般	22,171	57,226	180,583,454	8,145	3,156	38.74
	退職等	—	—	—	—	—	—
	計	22,171	57,226	180,583,454	8,145	3,156	38.74

出典：国民健康保険事業状況報告書（事業年報）

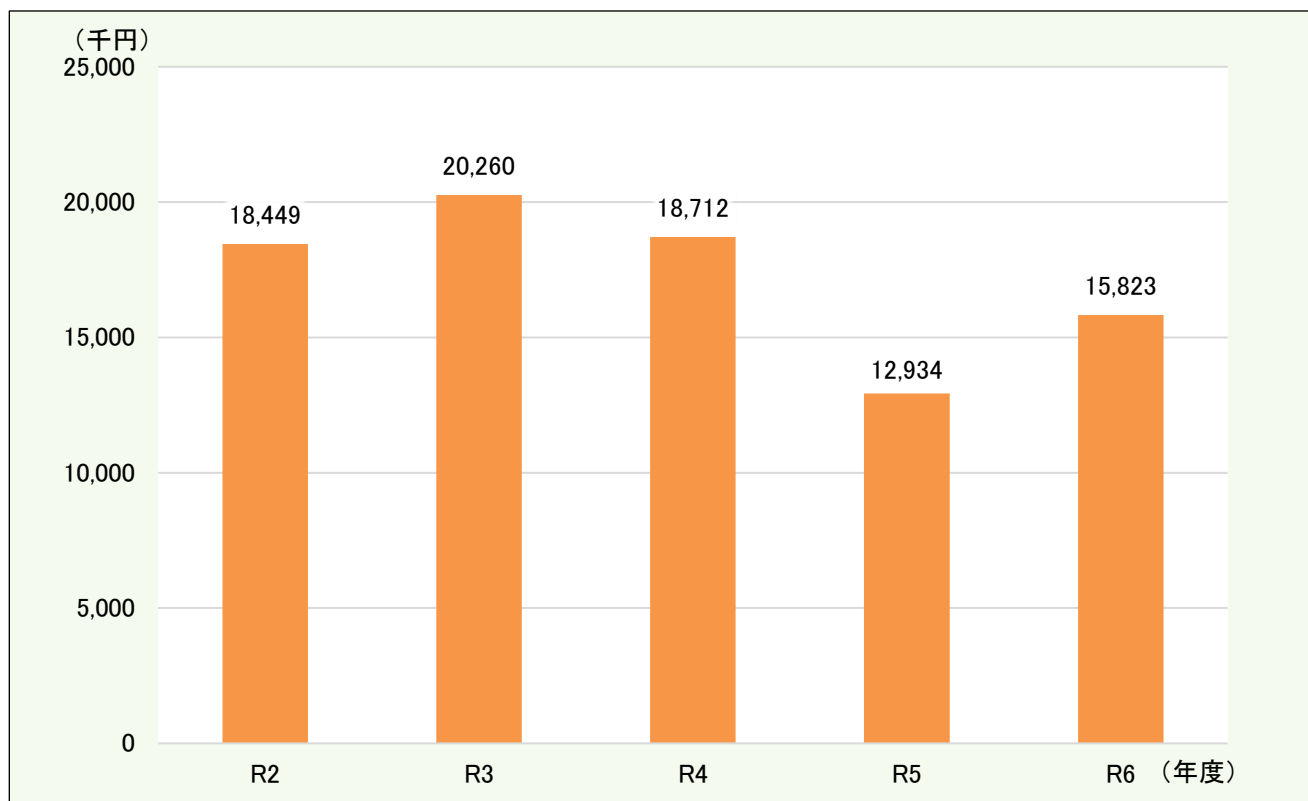
(再掲) 10割給付の状況

●子ども（0～18歳）10割給付に係る医療費の推移



年度	区 分	件 数 (件)	費用額 (円)
R2	一 般	50,737	579,642,320
	退職等	0	0
	計	50,737	579,642,320
R3	一 般	54,774	666,138,175
	退職等	0	0
	計	54,774	666,138,175
R4	一 般	52,574	730,851,256
	退職等	0	0
	計	52,574	730,851,256
R5	一 般	56,783	677,345,403
	退職等	0	0
	計	56,783	677,345,403
R6	一 般	54,179	602,498,617
	退職等	-	-
	計	54,179	602,498,617

●妊婦10割給付に係る医療費の推移



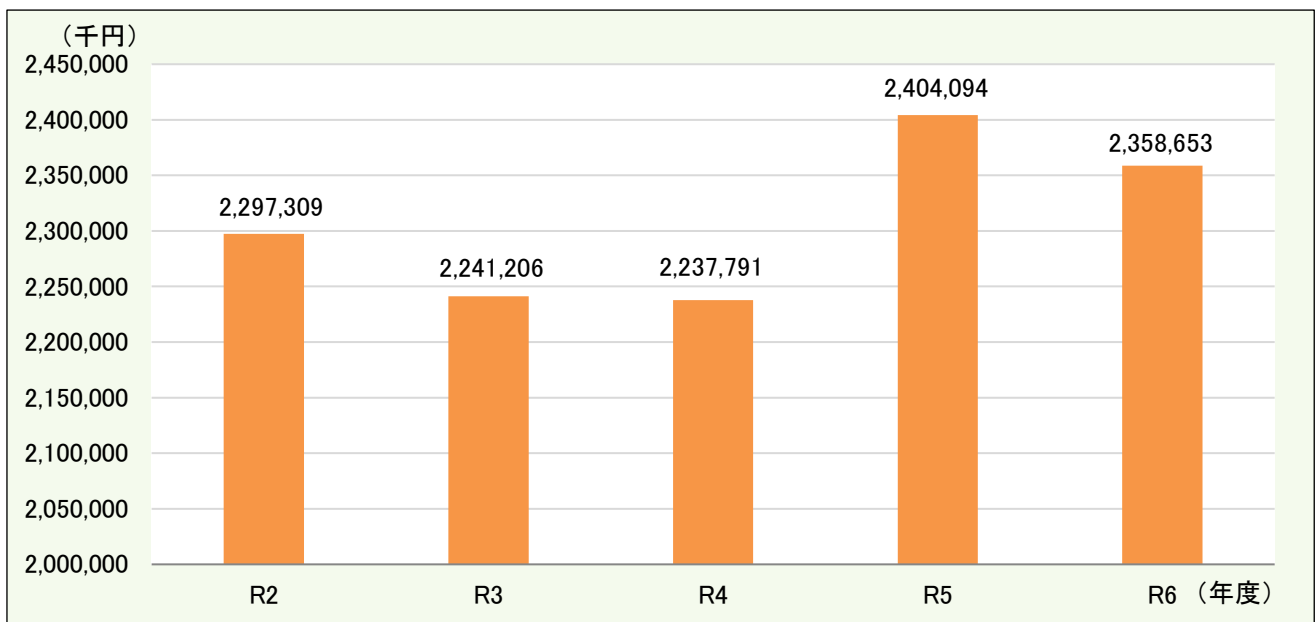
年度	区 分	件 数 (件)	費用額 (円)
R2	一 般	71	18,449,270
	退職等	0	0
	計	71	18,449,270
R3	一 般	41	20,259,710
	退職等	0	0
	計	41	20,259,710
R4	一 般	46	18,711,520
	退職等	0	0
	計	46	18,711,520
R5	一 般	24	12,933,720
	退職等	0	0
	計	24	12,933,720
R6	一 般	29	15,823,060
	退職等	-	-
	計	29	15,823,060

出典：事務報告書（郡山市）

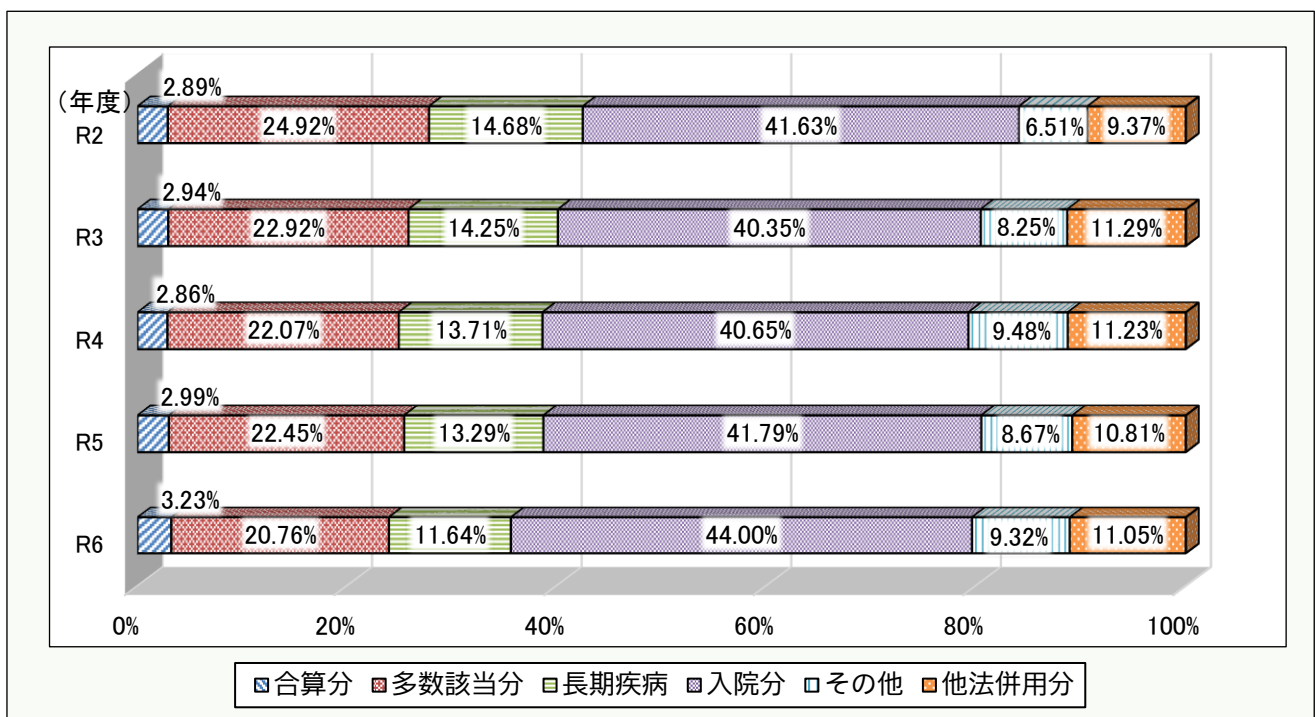
(2) 高額療養費

高額療養費は、医療機関等で1ヶ月間の一部負担金が一定の自己負担額を超える場合に、限度額を超える額を保険者が負担するものです。

●支給額の推移



●診療別支給割合の推移



○高額療養費

年度	区 分	合算分				単独分			
		多数該当分		その他		多数該当分		長期疾病	
		件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
		(件)	(円)	(件)	(円)	(件)	(円)	(件)	(円)
R2	一 般	919	21,202,718	3,608	45,264,687	5,242	572,033,569	3,724	337,210,979
	退職等	2	1,876	0	0	4	423,735	0	0
	計	921	21,204,594	3,608	45,264,687	5,246	572,457,304	3,724	337,210,979
R3	一 般	940	19,904,950	3,646	45,954,744	4,826	513,779,859	3,492	319,430,294
	退職等	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	940	19,904,950	3,646	45,954,744	4,826	513,779,859	3,492	319,430,294
R4	一 般	913	19,444,478	3,912	44,423,298	4,592	493,975,938	3,243	306,869,238
	退職等	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	913	19,444,478	3,912	44,423,298	4,592	493,975,938	3,243	306,869,238
R5	一 般	1,104	25,241,997	4,064	46,707,792	4,808	539,718,085	3,099	319,383,988
	退職等	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	1,104	25,241,997	4,064	46,707,792	4,808	539,718,085	3,099	319,383,988
R6	一 般	1,294	29,495,763	4,230	46,619,133	4,500	489,699,887	2,930	274,558,640
	退職等	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	1,294	29,495,763	4,230	46,619,133	4,500	489,699,887	2,930	274,558,640

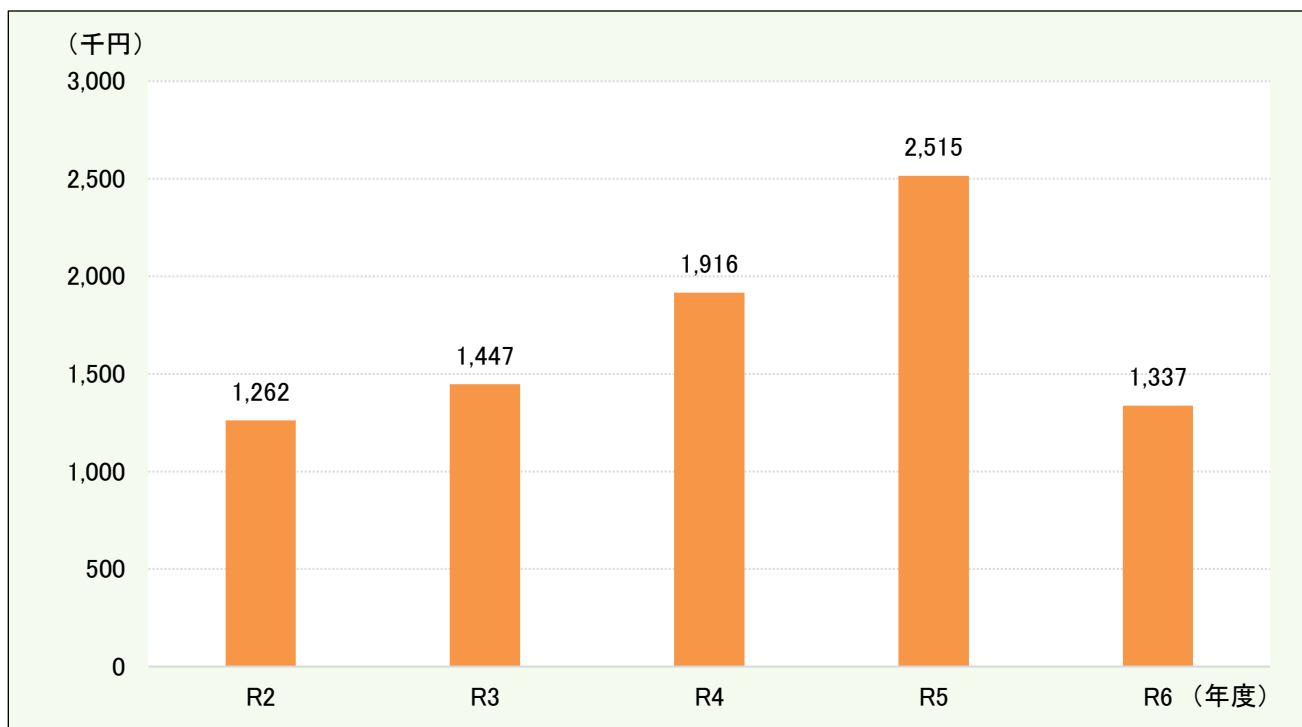
年度	区 分	単独分				他法併用分		合計	
		入院分		その他		件数	支給額	件数	支給額
		件数	支給額	件数	支給額				
		(件)	(円)	(件)	(円)				
R2	一 般	6,270	955,815,001	4,505	149,615,645	1,944	215,294,969	26,212	2,296,437,568
	退職等	1	446,124	0	0	0	0	7	871,735
	計	6,271	956,261,125	4,505	149,615,645	1,944	215,294,969	26,219	2,297,309,303
R3	一 般	6,122	904,308,143	5,249	184,821,012	2,167	253,007,398	26,442	2,241,206,400
	退職等	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	6,122	904,308,143	5,249	184,821,012	2,167	253,007,398	26,442	2,241,206,400
R4	一 般	6,038	909,556,523	5,610	212,125,551	2,273	251,396,059	26,581	2,237,791,085
	退職等	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	6,038	909,556,523	5,610	212,125,551	2,273	251,396,059	26,581	2,237,791,085
R5	一 般	6,441	1,004,736,968	5,823	208,496,725	2,592	259,808,195	27,931	2,404,093,750
	退職等	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	6,441	1,004,736,968	5,823	208,496,725	2,592	259,808,195	27,931	2,404,093,750
R6	一 般	6,650	1,037,820,794	6,076	219,772,516	2,402	260,686,240	28,082	2,358,652,973
	退職等	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	6,650	1,037,820,794	6,076	219,772,516	2,402	260,686,240	28,082	2,358,652,973

出典：国民健康保険事業状況報告書（事業年報）

(3) 高額介護合算療養費

高額介護合算療養費は、医療保険と介護保険の両制度の給付を受けている場合で、両制度の自己負担を合算して、限度額を超える場合に、限度額を超える部分を保険者が負担するものです。

●支給額の推移



○高額介護合算療養費

年度	区分	件 数	支 給 額
		(件)	(円)
R2	一 般	47	1,262,161
	退職等	0	0
	計	47	1,262,161
R3	一 般	42	1,446,875
	退職等	0	0
	計	42	1,446,875
R4	一 般	68	1,915,913
	退職等	0	0
	計	68	1,915,913
R5	一 般	78	2,514,514
	退職等	0	0
	計	78	2,514,514
R6	一 般	73	1,336,934
	退職等	-	-
	計	73	1,336,934

出典：国民健康保険事業状況報告書（事業年報）

(4) その他の給付（出産育児一時金、葬祭費、傷病手当金、移送費）

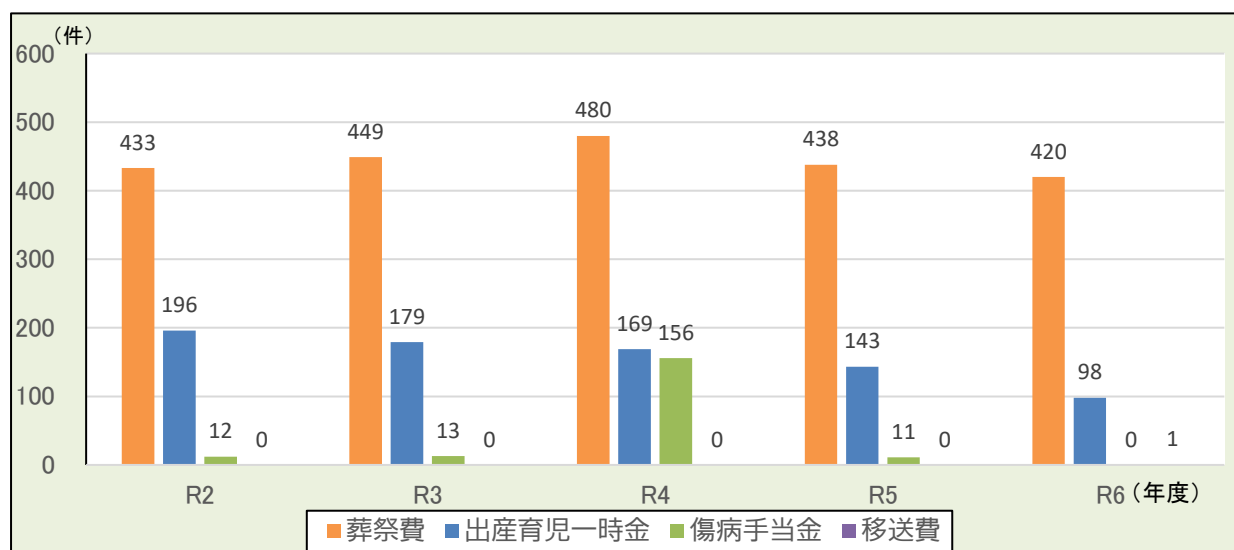
出産育児一時金は、出産した子ども1人につき500,000円又は488,000円を支給するものですが、支給件数は、年々減少しています。

葬祭費は、葬祭執行者に対して50,000円を支給するものですが、支給件数は、ほぼ横ばいに推移しています。

傷病手当金は、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者の方等に対して、療養のため業務に服することができない期間において、給与の支払いがない方に対して支給したものです。

移送費は、負傷・疾病等により、移動が困難な患者が、医師の指示により、緊急的に入院・転院の必要性があつて移送された場合に、保険者が負担するものです。

● 出産育児一時金、葬祭費、傷病手当金及び移送費の支給件数の推移



① 出産育児一時金

年度	件数	支給額
	(件)	(千円)
R2	196	82,371
R3	179	75,028
R4	169	70,505
R5	143	69,916
R6	98	48,657

② 葬祭費

年度	件数	支給額
	(件)	(千円)
R2	433	21,650
R3	449	22,450
R4	480	24,000
R5	438	21,900
R6	420	21,000

③ 傷病手当金

年度	件数	支給額
	(件)	(千円)
R2	12	488
R3	13	874
R4	156	4,510
R5	11	403
R6	0	0

④ 移送費

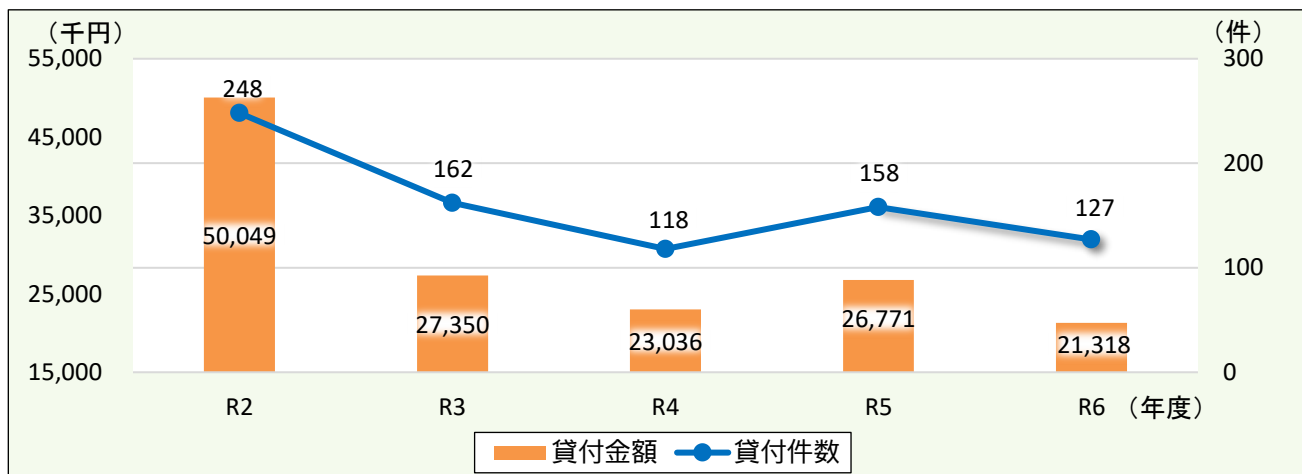
年度	件数	支給額
	(件)	(千円)
R2	0	0
R3	0	0
R4	0	0
R5	0	0
R6	1	10

出典：国民健康保険事業状況報告書（事業年報）

(5) 高額療養費貸付状況

国民健康保険税の滞納等により、限度額適用認定証等を交付されない方などに対し、申請により高額療養費の9割を本市国民健康保険から医療機関に支払う制度です。

●高額療養費貸付金額と件数の推移



○高額療養費貸付等

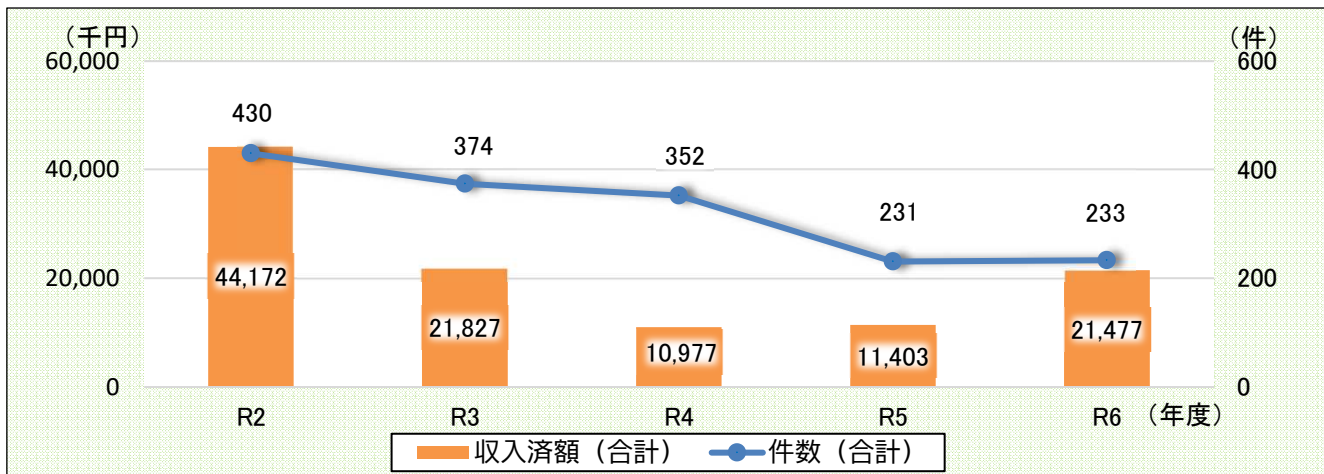
年度 月	R2	R3	R4	R5	R6
4月	20 件 3,487 千円	20 件 3,828 千円	11 件 2,283 千円	15 件 3,351 千円	11 件 1,187 千円
5月	19 件 6,770 千円	16 件 2,913 千円	9 件 3,466 千円	16 件 2,387 千円	13 件 1,760 千円
6月	16 件 2,990 千円	18 件 3,585 千円	11 件 2,307 千円	13 件 1,525 千円	14 件 1,472 千円
7月	32 件 4,635 千円	8 件 845 千円	9 件 1,579 千円	16 件 1,742 千円	9 件 1,506 千円
8月	22 件 3,284 千円	17 件 2,396 千円	5 件 326 千円	9 件 1,471 千円	7 件 899 千円
9月	13 件 2,554 千円	8 件 1,654 千円	10 件 1,727 千円	3 件 110 千円	6 件 1,176 千円
10月	25 件 4,843 千円	8 件 1,295 千円	11 件 1,505 千円	11 件 2,399 千円	16 件 2,773 千円
11月	18 件 3,182 千円	15 件 2,125 千円	10 件 2,005 千円	16 件 3,052 千円	7 件 1,827 千円
12月	25 件 7,424 千円	16 件 2,087 千円	5 件 484 千円	11 件 1,950 千円	15 件 3,459 千円
1月	16 件 3,511 千円	18 件 3,244 千円	8 件 1,584 千円	21 件 4,551 千円	6 件 1,781 千円
2月	23 件 3,414 千円	9 件 1,825 千円	14 件 3,683 千円	13 件 2,090 千円	14 件 2,235 千円
3月	19 件 3,955 千円	9 件 1,553 千円	15 件 2,087 千円	14 件 2,143 千円	9 件 1,243 千円
合計	248 件 50,049 千円	162 件 27,350 千円	118 件 23,036 千円	158 件 26,771 千円	127 件 21,318 千円

出典：高額貸付状況台帳（郡山市）

(6) 第三者行為処理状況

第三者が原因となった不法行為（けが・病気等）の場合、被保険者は第三者行為による被害状況を届けることにより国民健康保険での治療が可能になります。保険者は被保険者が第三者（加害者等）に対して有する損害賠償請求権を代わりに取得し、給付した費用を受け取るになっています。国民健康保険の健全な運営を確保するためにも、事務の取り組み強化が図られています。

●損害賠償金の収入金額と件数の推移



○損害賠償収入金等

年度	区分	件数 (件)	費用額 (円)	損害賠償額		
				調定額(戻入含む) (円)	収入済額 (円)	収納率 (%)
R2	一般	430	58,130,539	44,178,339	44,172,483	99.99
	退職等	0	0	0	0	-
	計	430	58,130,539	44,178,339	44,172,483	99.99
R3	一般	374	25,851,914	21,832,776	21,826,920	99.97
	退職等	0	0	0	0	-
	計	374	25,851,914	21,832,776	21,826,920	99.97
R4	一般	352	14,748,429	10,983,012	10,977,156	99.95
	退職等	0	0	0	0	-
	計	352	14,748,429	10,983,012	10,977,156	99.95
R5	一般	231	14,738,034	11,408,640	11,402,784	99.95
	退職等	0	0	0	0	-
	計	231	14,738,034	11,408,640	11,402,784	99.95
R6	一般	233	27,811,760	21,571,565	21,477,218	99.56
	退職等	-	-	-	-	-
	計	233	27,811,760	21,571,565	21,477,218	99.56

○被害届件数

年度 区分	R2	R3	R4	R5	R6
一般	79 件	63 件	53 件	59 件	52 件
退職等	0 件	0 件	0 件	0 件	- 件
計	79 件	63 件	53 件	59 件	52 件

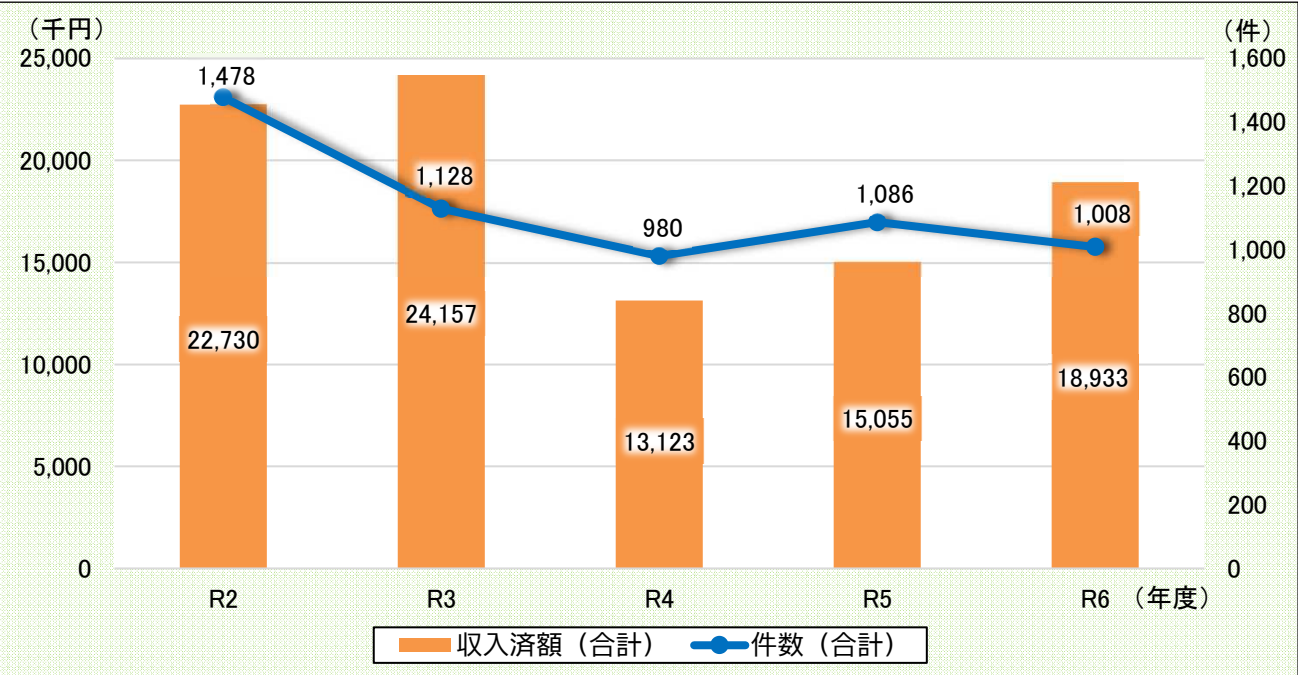
出典：事務報告書（郡山市）

(7) 不正不当利得に係る返納金収納状況

偽りその他不正行為により保険給付を受けた場合、保険者は、その者から、その給付の価額の全部又は一部を徴収することができる仕組みです。

国民健康保険の健全な運営を確保するためにも、都道府県単位で事務の取り組み強化が図られています。

●不正不当利得にかかる返納金の収入金額と件数の推移



○不正不当利得にかかる返納金収納状況

年度	区 分	件 数 (件)	費 用 額 (円)	返 納 金		
				調 定 額 (円)	収 入 済 額 (円)	収 納 率 (%)
R2	一 般	1,473	23,479,163	23,531,827	22,715,190	96.53
	退職等	5	20,660	14,462	14,462	100.00
	計	1,478	23,499,823	23,546,289	22,729,652	96.53
R3	一 般	1,125	28,511,604	24,385,486	24,107,800	98.86
	退職等	3	70,250	49,175	49,175	100.00
	計	1,128	28,581,854	24,434,661	24,156,975	98.86
R4	一 般	979	14,303,472	13,671,539	13,102,432	95.84
	退職等	1	29,880	20,916	20,916	100.00
	計	980	14,333,352	13,692,455	13,123,348	95.84
R5	一 般	1,086	20,620,128	17,057,427	15,055,357	88.26
	退職等	0	0	0	0	-
	計	1,086	20,620,128	17,057,427	15,055,357	88.26
R6	一 般	1,008	22,816,897	19,125,659	18,933,074	98.99
	退職等	-	-	-	-	-
	計	1,008	22,816,897	19,125,659	18,933,074	98.99

出典：事務報告書（郡山市）

8 保健事業

※全ての項目は令和6年度実績を掲載

(1) 医療費通知事業

実施年月日	対象年月日	通知対象	件数
令和6年5月30日	令和6年1月、令和6年2月	受診全世帯	31,337件
令和6年7月31日	令和6年3月、令和6年4月	受診全世帯	32,249件
令和6年9月27日	令和6年5月、令和6年6月	受診全世帯	31,627件
令和6年11月28日	令和6年7月、令和6年8月	受診全世帯	31,573件
令和7年1月27日	令和6年9月、令和6年10月	受診全世帯	31,516件
令和7年3月25日	令和6年11月、令和6年12月	受診全世帯	31,425件
合 計			189,727件

(2) ジェネリック医薬品差額通知事業

実施年月日	対象年月日	通知対象	件数
令和6年8月26日	令和6年5月	該当受診者	97件
令和6年10月25日	令和6年7月	該当受診者	368件
令和6年11月25日	令和6年8月	該当受診者	216件
令和6年12月25日	令和6年9月	該当受診者	188件
令和7年2月25日	令和6年11月	該当受診者	382件
合 計			1,251件

(3) 糖尿病・糖尿病性腎症重症化予防事業（保健指導）

対象者数	実施者数
275人	47人

(4) 精密検査未受診（異常値放置）者受診勧奨事業

通知発送者数	医療機関受診者
1,925人	376人

(5) 生活習慣病治療中断者受診勧奨事業

通知発送者数	医療機関受診者
617人	100人

(6) COPD（慢性閉塞性肺疾患）啓発・予防事業

参加募集者数	保健指導終了者数
1,047人	62人

(7) 服薬情報通知事業

対象者数	発送者数
450人	450人

(8) 服薬相談通知・服薬指導事業

相談通知数	指導者数
200人	26人

(9) 診療報酬明細書の点検調査状況

○被保険者数等の状況

(1) 被保険者数	診療報酬 保険者負担総額		(4) 台帳 照合枚数	(5) 内容点検 枚数	過誤調整を 行ったもの	
	(2) レセプト 枚数	(3) 金額			(6)=(21) 枚数	(7)=(21) 金額
人 57,226	枚 970,774	円 18,863,123,000	枚 970,774	枚 970,774	枚 6,540	円 68,750,000
(8) 照割合	(9) 点検 割合	過誤調整 割合		(12) 被保険者 1人当り 過誤 調整額		
		(10) 枚数	(11) 金額			
(4)/(2)	(5)/(2)	(6)/(2)	(7)/(3)	(7)/(1)		
% 100.00	% 100.00	% 0.67	% 0.36	円 1,201		

○過誤調整の状況

区分	被保険者資格関係の点検				(21) 合計 (16)+(20)
	(13) 他保険者 のもの	(14) 他制度適用 のもの	(15) その他	(16) 計 (13)+(14)+(15)	
枚数	枚 2,066	枚 1,454	枚 252	枚 3,772	枚 6,540
金額	円 18,616,000	円 23,516,000	円 14,203,000	円 56,335,000	円 68,750,000
区分	請求内容関係の点検				(21) 合計 (16)+(20)
	(17) 請求点数 誤りのもの	(18) 診療内容 (妥当性)	(19) その他	(20) 計 (17)+(18)+(19)	
枚数	枚 0	枚 2,283	枚 485	枚 2,768	枚 6,540
金額	円 0	円 4,626,000	円 7,789,000	円 12,415,000	円 68,750,000

○再審査請求の状況

再 審 査 請 求 を 行 っ た も の						(24) 被 保 険 者 1 人 当 たり 過 誤 調 整 額	(25) 被 保 険 者 1 人 当 たり 過 誤 調 整 額 割 合
(22) 請 求		(23) 減 点 さ れ た 額		割 合 (23)/(22)			
枚 数	金 額	枚 数	金 額	枚 数	金 額		
枚 5,794	円 1,046,957,000	枚 2,287	円 4,633,000	% 39.47	% 0.44	円 81	% 0.02

(10) 健康診査助成事業

項 目	肺がん検診（喀痰） （集団、施設 400円）		肺がん検診（X線） （集団 200円、施設 500円）		胃がん検診 （集団 700円、施設 1,400円）	
	受診者数	補助額	受診者数	補助額	受診者数	補助額
受診件数	290人	116,000円	9,324人	4,662,000円	5,827人	8,157,800円
項 目	大腸がん検診 （集団、施設 300円）		子宮頸がん検診 （集団 500円、施設 800円）		乳がん検診 （集団、施設 600円）	
	受診者数	補助額	受診者数	補助額	受診者数	補助額
受診件数	8,411人	2,523,300円	1,822人	1,453,400円	1,874人	1,124,400円
項 目	骨粗鬆症検診（超音波） （施設 400円）		骨粗鬆症検診（DXA等） （施設 400円）		前立腺がん検診 （集団 200円、施設 300円）	
	受診者数	補助額	受診者数	補助額	受診者数	補助額
受診件数	12人	4,800円	863人	345,200円	1,428人	428,400円
補助総額						
	18,815,300円					

(11) 特定健康診査事業

特定健康診査（無料）		
対象者数	受診者数	受診率
43,889人	18,061人	41.15%

(12) 健康増進推進キャンペーン事業

事 業 内 容	対象人数
40歳から74歳までの被保険者の健康の保持増進に対する意識の高揚を図るため、令和6年度の特定健診を受診した方の中で、①健診判定が「異常認めず」の方②健診判定が前年度と比較して改善した方に対し、記念品を贈呈した。	809人
【記念品】 あさか舞コシヒカリ 5 kg	

出典：（9）は令和6年度における国民健康保険事業の実施状況報告

（9）以外は事務報告書（郡山市）

郡山市の国保白書

令和7年度版

編集・発行 郡山市市民部国民健康保険課

郡山市朝日一丁目23番7号

Tel 024-924-2141（国保税係・給付係・国民年金係）
024-924-2146（後期高齢者医療係）
024-924-2582（医療事業係）
024-924-2588（管理係）

発行年月 令和7年11月